

第2次 太子町人権行政基本方針

及び推進プラン

令和3年度～令和12年度

改定版



令和3年3月

令和8年3月 改定

大阪府 太子町

すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、 多様な人々が共生する和のまち“たいし”

本町では、人権に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、平成16年策定の人権行政基本方針と平成17年策定の人権行政推進プランを統合した「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」を令和3年に策定しました。基本理念として「すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」を掲げ、すべての人々の人権が尊重される社会の実現に向けて取組を進めてきました。

しかしながら、国際化や情報化、少子高齢化などの社会情勢の変化に伴い、各人権課題が多様化・複雑化・複合化し、新たな人権課題が顕在化するなど、人権をめぐる状況も大きく様変わりしてきており、日常生活の中で様々な社会的不平等や差別、排除が起こっています。特に、様々な人権課題におけるインターネットを通じた人権侵害が深刻化しており、社会問題化しています。インターネット上の人権侵害は各人権課題と密接に関連するものであり、この問題の解決は各人権課題の解決に必要不可欠となっています。

このような中、人権行政推進プランの計画期間が令和7年度で終了することに伴い、社会情勢や住民意識の変化を踏まえ、本町の実情に即した内容を盛り込み、さらに人権施策を推進していくため、「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版」を策定しました。改定版では、人権行政基本方針における基本理念・基本方針は引き続き維持し、人権行政推進プランにおいては、現状と課題を整理し、それらに対応した各人権課題への具体的な取組を進めることとしています。一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の人権を守ることはもちろんのこと、他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるよう、人権意識の醸成を図るとともに、互いにその立場を認め合い、相手を受け入れることができる共生の社会づくりに取り組めます。

人権行政の推進にあたっては、庁内の推進体制の整備・充実はもとより、引き続き住民の皆様、関係機関・団体、企業、地域と連携しながら取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本改定にあたり、貴重なご意見をいただきました太子町人権尊重のまちづくり審議会の委員の皆様をはじめ、住民意識調査や関係団体ヒアリング調査を通じてご協力をいただきました住民の皆様及び関係団体の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和8年3月

太子町長 田中 祐二



目次

人権行政基本方針

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画策定の背景	2
3 計画の位置づけ	6
4 計画の構成	7
5 計画の期間	7
6 確認事項	8
第2章 太子町の現状と課題	9
1 太子町の状況	9
2 住民意識調査	12
3 団体ヒアリング調査	20
4 改定版の策定にあたっての課題	22
第3章 基本理念と基本方針	24
1 人権行政の考え方	24
2 基本理念	25
3 基本方針	26

人権行政推進プラン

第1章 施策の体系	27
第2章 施策の基本方向	28
1 人権教育・啓発の推進	28
2 情報の収集・提供機能の充実	28
3 相談体制の充実	29
4 人権行政の推進	29
5 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援	29
6 協働の取組とネットワークの推進	30
第3章 人権課題への取組	31
1 課題横断的な人権課題に対する取組	31
インターネット上の人権侵害	31
2 各人権課題に対する取組	33
(1) こどもの人権	33
(2) 女性の人権	35
(3) 障がいのある人の人権	37
(4) 高齢者の人権	39
(5) 部落差別（同和問題）	41
(6) 外国人の人権	43
(7) 職場などにおけるハラスメント	44
(8) 性的マイノリティへの人権侵害	45
(9) 感染症に起因する人権侵害	46
(10) 自殺や自死遺族に対する偏見や差別	47
(11) その他の様々な人権課題	48
第4章 推進プランの体制と進行管理	51
1 推進プランの体制	51
2 進行管理	52

資 料

1	用語解説	53
2	法令・条約・計画などについての解説	56
3	太子町人権に関する住民意識調査 調査概要	59
4	太子町人権尊重のまちづくり審議会の経過	81
5	太子町人権施策推進本部の経過	82
6	太子町人権施策推進本部幹事会の経過	83
7	第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について（諮問）	84
8	第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（案）について（答申） ...	85
9	太子町人権尊重のまちづくり審議会委員名簿	86
10	太子町人権尊重のまちづくり条例	87
11	太子町人権尊重のまちづくり審議会規則	88
12	太子町人権施策推進本部設置要綱	90
13	各種相談窓口のご案内	92

人権行政基本方針

第 1 章

計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

人権をめぐる状況は、平成28年に施行された「部落差別解消推進法」「ヘイトスピーチ解消法」「障害者差別解消法」で国及び地方公共団体の責務が示され、また、性的マイノリティの人権やインターネット上の人権侵害など、様々な分野で取り組むべき課題は増え続けるとともに、多様化・複合化しています。

こうした様々な人権の課題に住民一人ひとりが気づき、考えて行動する人権尊重のまちづくりが求められています。また、行政においては、人権問題が当事者や直接的な関わりのある機関・部署にとどまらず、組織全体の問題、職員一人ひとりの課題として認識することが求められています。

本町では、令和3年3月に「すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」を基本理念とする、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランを策定し、あらゆる行政分野において人権尊重の観点を持ち、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会の実現をめざした取り組みを進めてきました。

今回、人権行政推進プランの計画期間が令和7年度をもって終了することから、社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直し、さらに人権施策を推進していくため、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版を策定します。

2 計画策定の背景

(1) 世界・日本の動き

人権の尊重が平和の基盤であるということが、世界の共通認識となっており、国際社会全体で人権問題に取り組もうとする機運が高まっています。

世界の動き		日本の動き
	1947(S22)年	「日本国憲法」施行
「世界人権宣言」採択	1948(S23)年	
「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」発効	1969(S44)年	「同和対策事業特別措置法」施行 →1982(S57)年失効
「国際人権規約」発効	1976(S51)年	
「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」発効	1981(S56)年	
	1982(S57)年	「地域改善対策特別措置法」施行 →1987(S62)年失効
	1987(S62)年	「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」施行 →2002(H14)年失効
「児童の権利に関する条約」発効	1990(H2)年	
	1999(H11)年	「男女共同参画社会基本法」施行
国連特別総会「女性2000年会議」開催 MDGs(ミレニアム開発目標)設定	2000(H12)年	「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」施行
	2002(H14)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」策定
	2004(H16)年	「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」施行
「人権教育のための世界計画」	2005(H17)年	「犯罪被害者等基本法」施行
「国際連合人権理事会」設立	2006(H18)年	「自殺対策基本法」施行
「障害者の権利に関する条約」発効	2008(H20)年	「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
	2009(H21)年	「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」施行
「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関」設置 「人権教育及び研修に関する国連宣言」採択	2011(H23)年	「人権教育・啓発に関する基本計画」改定
	2012(H24)年	「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」施行
	2014(H26)年	「子どもの貧困対策の推進に関する法律」施行

世界の動き		日本の動き
国連「SDGs(持続可能な開発目標)」採択 「人権教育のための世界計画」取組の強化	2015(H27)年	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」施行 「生活困窮者自立支援法」施行
	2016(H28)年	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」施行 「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」施行 「部落差別の解消の推進に関する法律」施行 「児童福祉法等の一部を改正する法律」公布(順次施行)
	2017(H29)年	「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会確保等に関する法律」施行
G20大阪首脳宣言	2019(R元)年	地域共生社会を提唱(厚生労働省) 「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」施行 「日本語教育の推進に関する法律」施行
国連「北京+25」記念会合(第64回国連女性の地位委員会)	2020(R2)年	「社会福祉法」改正 「児童虐待の防止等に関する法律」改正 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法)」施行
	2022(R4)年	「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律」施行 「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」施行
	2023(R5)年	「こども基本法」施行 「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」施行
	2024(R6)年	「児童福祉法」改正 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行 「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」施行 「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」改正
	2025(R7)年	「人権教育・啓発に関する基本計画(第二次)」策定 「手話に関する施策の推進に関する法律」施行

(2) 大阪府の動き

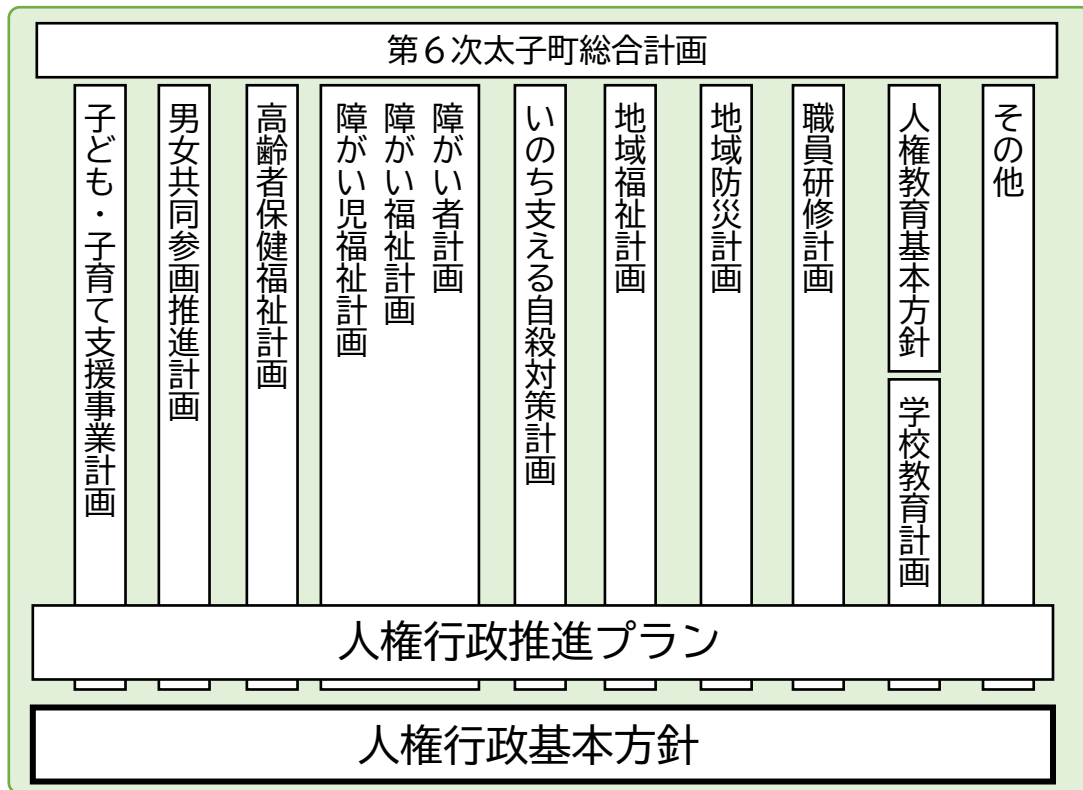
- ① 大阪府人権尊重の社会づくり条例(令和元年改正)
人権尊重の社会づくりをめざして「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。
- ② 大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例(令和元年施行)
性的指向及び性自認の多様性が尊重され、すべての人が自分らしく生きることができる社会の実現をめざして「大阪府の責務」「府民の責務」「事業者の責務」が明記されました。
- ③ 大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例(令和元年施行)
ヘイトスピーチをなくし、すべての人がお互いの違いを認めあい、尊重しあう共生社会づくりをめざして「大阪府の責務」が明記され、「府民と事業者」には努力義務が設けられました。
- ④ 大阪府人権施策推進基本方針(令和3年12月変更)
「大阪府人権尊重の社会づくり条例」のめざす「すべての人の人権が尊重される豊かな社会」を実現するため、府政推進の基本理念と人権施策の基本方向が定められました。
- ⑤ 大阪府人権教育推進計画(令和4年9月改定)
「大阪府人権施策推進基本方針」に基づいて、平成17年に策定した「大阪府人権教育推進計画」が令和4年に改定されました。
- ⑥ 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例(令和5年改正)
インターネット上の誹謗中傷や差別などの人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないようにすることをめざして令和4年に制定され、「大阪府の責務」が明記され、「府民と事業者」には努力義務が設けられました。
令和5年には、不当な差別的言動に対する削除要請などの拡充などの施策を実施するにあたって、その根拠を明確にするために条例の一部が改正されました。
- ⑦ 大阪府困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画(令和6年3月策定)
「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」に基づいて、困難な問題を抱える女性への福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開することとされました。
- ⑧ 差別のない社会づくりのためのガイドライン(令和7年4月改訂)
すべての人の人権が尊重される社会をめざして、「差別の未然防止」「個別事案の適切な解決」を目的として、平成27年に策定した「差別のない社会づくりのためのガイドライン」が令和7年に改訂されました。

(3) 太子町の動き

- ① 人権行政基本方針(平成16年3月策定、平成19年3月改訂)
平成14年1月施行の「太子町人権尊重のまちづくり条例」が定める「町の責務」を明確にし、「第4次太子町総合計画」を基に全庁的な人権の取組を進めるための指針として策定しました。
- ② 人権行政推進プラン(平成17年3月策定)
人権行政を推進するにあたり、新たな時代を見据え、総合的かつ計画的に人権意識の高揚を図るための施策を積極的に推進するとともに、社会的課題を有する住民の自立や社会参加を促進する、人権救済・保護のための施策を充実・発展していくことを目的とし、平成15年策定の「太子町人権・教育啓発プラン」を包括して策定しました。
- ③ 第5次太子町総合計画(平成28年3月策定)
中長期的な視点に立ち、住民一人ひとりが誇りを持って、私たちのまち・太子町を次代に継承していくために策定しました。
- ④ 太子町のいのち支える自殺対策計画(平成31年3月策定)
誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。
- ⑤ 第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン(令和3年3月策定)
社会状況に対応した施策を推進するため、平成16年3月策定の人権行政基本方針と平成17年3月策定の人権行政推進プランを見直した上で統合・一体化し、人権に関する施策の総合的かつ計画的な取組を推進するために策定しました。
- ⑥ 第2期太子町のいのち支える自殺対策計画(令和6年3月策定)
令和4年に改定された国の「自殺総合対策大綱」を踏まえ、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざして、「生きることの包括的な支援」として全庁的な自殺対策を推進するために策定しました。
- ⑦ 第2次太子町男女共同参画推進計画(令和7年3月改訂)
令和6年に施行された「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」など、社会情勢の変化を踏まえ、令和2年に策定した「第2次太子町男女共同参画推進計画」を令和7年に改訂しました。
- ⑧ 第6次太子町総合計画(令和8年3月策定)
こどもから高齢者まで誰もが幸せに暮らし笑顔あふれるまちを築き、次の世代へ引き継ぐため、住民と協働のもと、めざすべき将来像を示し、道筋を明らかにするために策定しました。

3 計画の位置づけ

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版は、太子町人権尊重のまちづくり条例の町の責務及び町民の役割を明確にするとともに、『和の心を次世代へつなぐまち～「自然を守る」、「暮らしを育む」、「未来を創る」ふるさと“たいし”～』の実現をめざす第6次太子町総合計画を上位計画とし、その他の個別計画・方針の内容とも整合性を図ります。



4 計画の構成

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版は、「人権行政基本方針」（平成16年3月策定）と「人権行政推進プラン」（平成17年3月策定）を統合した「第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン」を改定したもので、基本理念及び基本方針で施策の方向性を示した上で、人権課題への具体的な取組を明記し、人権施策を展開していく構成となっています。

5 計画の期間

●人権行政基本方針

計画期間は令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

●人権行政推進プラン改定版

令和7年度をもって計画期間が終了したため、社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直しを行い、改定版を策定しました。

改定版の計画期間は令和8年度から令和12年度までの5年間とします。



6 確認事項

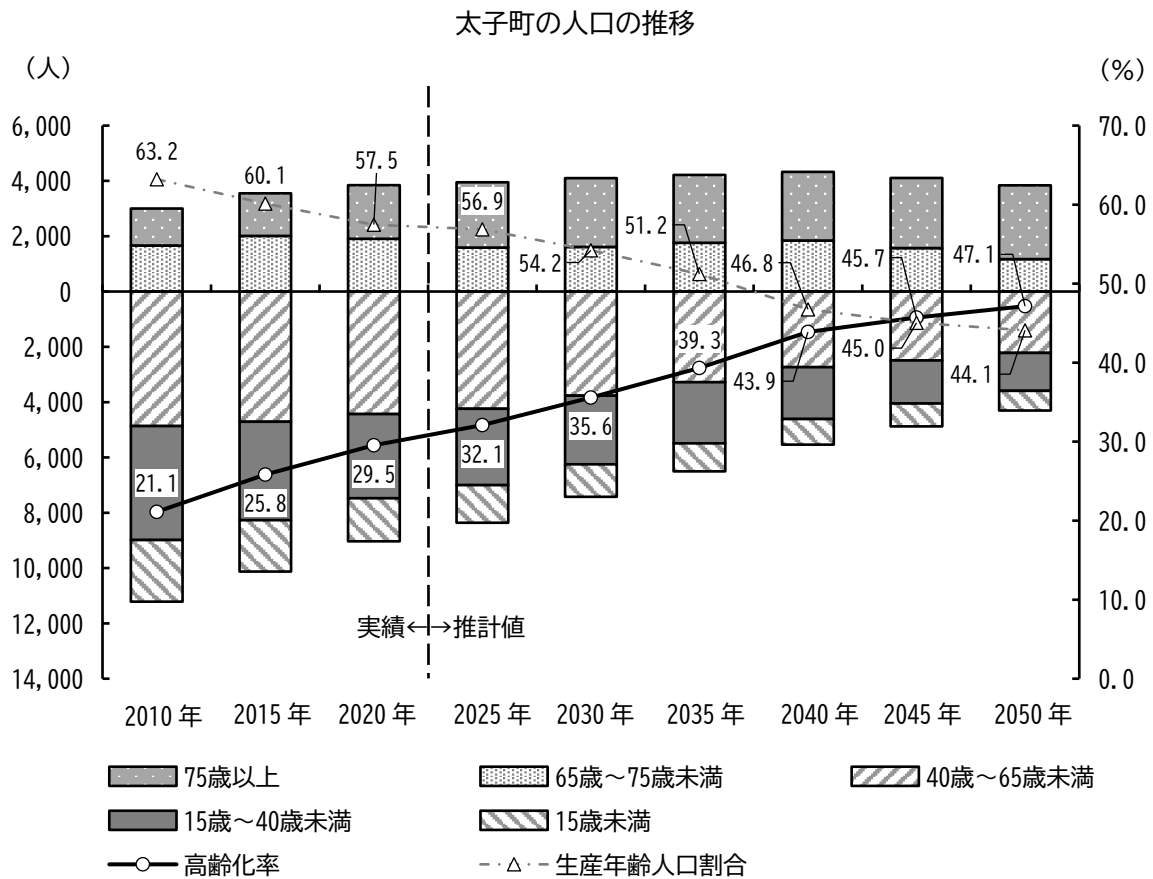
計画の策定にあたっては、持続可能な開発目標として、将来にわたり本町が希望を持ち続けることができるまちづくりを進めていく必要があることから、SDGsの理念に基づいた実効性ある施策を行います。



1 太子町の状況

(1) 人口の推移

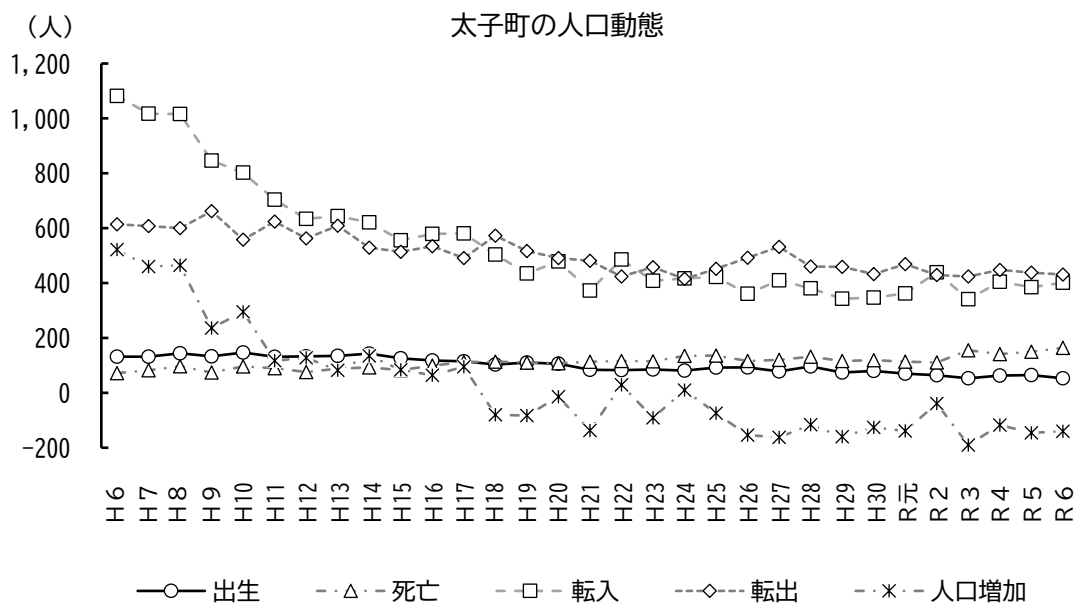
本町の人口は令和7年9月30日現在12,579人(出典：住民基本台帳)です。人口は減少傾向にあり、今後、少子高齢化の傾向が強まっていくと予測されています。将来推計を見ると、5年後の2030年の高齢化率は35.6%に達すると予測されています。



資料：2010年～2020年まで：総務省「国勢調査」
 2020年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」

(2) 人口動態

本町の人口は平成18年を境に減少に転じています。人口動態は転出入による社会増減の影響が大きく、平成6年をピークに増加幅が縮小しはじめ、平成18年を境に減少に転じました。平成初期の頃は人口流動性が高かったのが、現在は滞留しています。



資料：住民基本台帳

(3) 世帯の状況

本町の人口は平成18年を境に減少に転じていますが、世帯数は概ね増加の傾向にあります。なかでも高齢者のいる世帯の増加が大きく、平成12年から令和2年までの20年間に約1.8倍になっています。特に、高齢者単独世帯は大きく増加しており20年間で約3.5倍になっています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
一般世帯数	4,593	4,833	4,873	5,056	5,036
単独世帯数	789	875	894	1,077	1,204
一般世帯数に占める割合	17.2	18.1	18.3	21.3	23.9
高齢者のいる世帯数	1,352	1,602	1,930	2,243	2,398
一般世帯数に占める割合	29.4	33.1	39.6	44.4	47.6
高齢者単独世帯数	166	242	350	519	570
単独世帯に占める割合	21.0	27.7	39.1	48.2	47.3
高齢者のいる世帯に占める割合	12.3	15.1	18.1	23.1	23.8

資料：国勢調査

単位：世帯、%

ひとり親世帯の母子世帯は年々増加していましたが、令和2年では95世帯となっており、平成27年からの5年間で減少しています。

父子世帯は平成17年以降、横ばいで推移しています。

	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
母子世帯	75	90	107	119	95
父子世帯	6	11	11	13	11

資料：国勢調査

単位：世帯

(4) 障害者手帳所持者

令和7年3月末現在の障害者手帳所持者数は次のとおりです。

身体障害者手帳	療育手帳	精神障害者保健福祉手帳	計
475人	200人	128人	803人

資料：庁内調べ

(5) 外国人人口

本町の在留外国人は令和7年9月末現在、170人で増加傾向にあります。

	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和7年
在留外国人数	120人	126人	131人	160人	170人

資料：住民基本台帳

2 住民意識調査

これまでの人権施策の成果や課題を把握し、今後のより効果的な人権啓発活動のあり方を検討する資料とするため、「人権に関する住民意識調査」を実施しました。

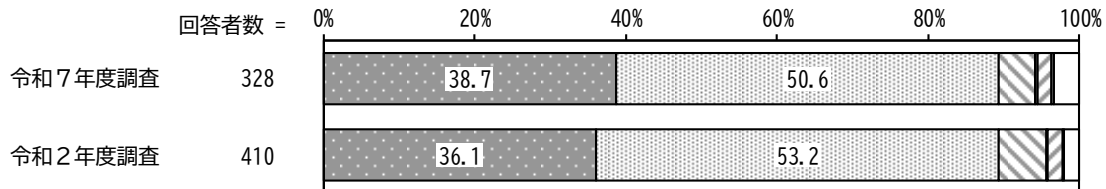
調査対象	太子町在住の16歳以上の住民1,000人を無作為抽出
調査期間	令和7年6月27日～7月18日
回収状況	有効回収数328件(有効回収率：32.8%)

(1) 人権意識と人権学習について

前回調査と比べて、人権意識について、「非常に大切なことだと認識している」割合は増加していますが、前回と同様、「大切なことだとは思いますが、普段はあまり意識していない」人が大半となっています。

【人権についての意識】

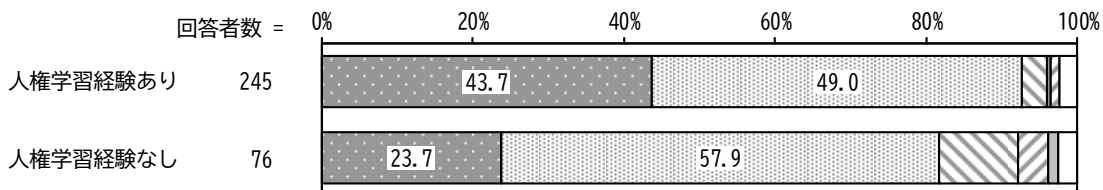
- 非常に大切なことだと認識している
- ▨ 大切なことだとは思いますが、普段はあまり意識していない
- ほとんど意識したことがない
- 自分には関係がないと思っている
- ▨ 「人権」という言葉を聞くとやっかいなものと感じる
- その他
- 無回答



人権学習の経験がある人は74.7%で、その学習の場は、「中学校」(66.1%)、次いで「小学校」(52.2%)、「高等学校」(45.3%)と、義務教育期に学習した割合が高くなっています。

人権意識と学習の関係性をみると、人権学習経験者ほど人権意識が高い傾向にあります。

【人権学習経験と人権意識の関係性】



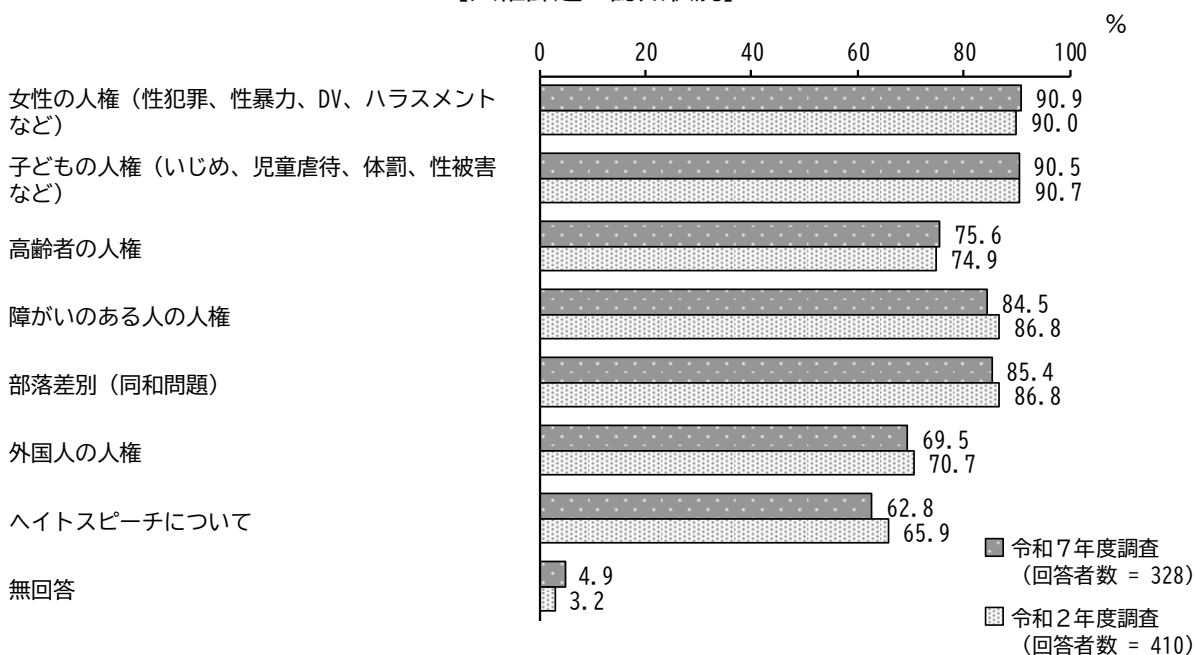
(2) 人権課題の認知状況とそれを知ったきっかけ

① 人権課題の認知状況

「女性の人権」が90.9%と最も多く、次いで、「子どもの人権」(90.5%)、「部落差別(同和問題)」(85.4%)、「障がいのある人の人権」(84.5%)、「高齢者の人権」(75.6%)、「外国人の人権」(69.5%)、「ヘイトスピーチについて」(62.8%)の順になっています。

前回の調査と比較すると、どの項目においても大きな差は見られませんでした。

【人権課題の認知状況】



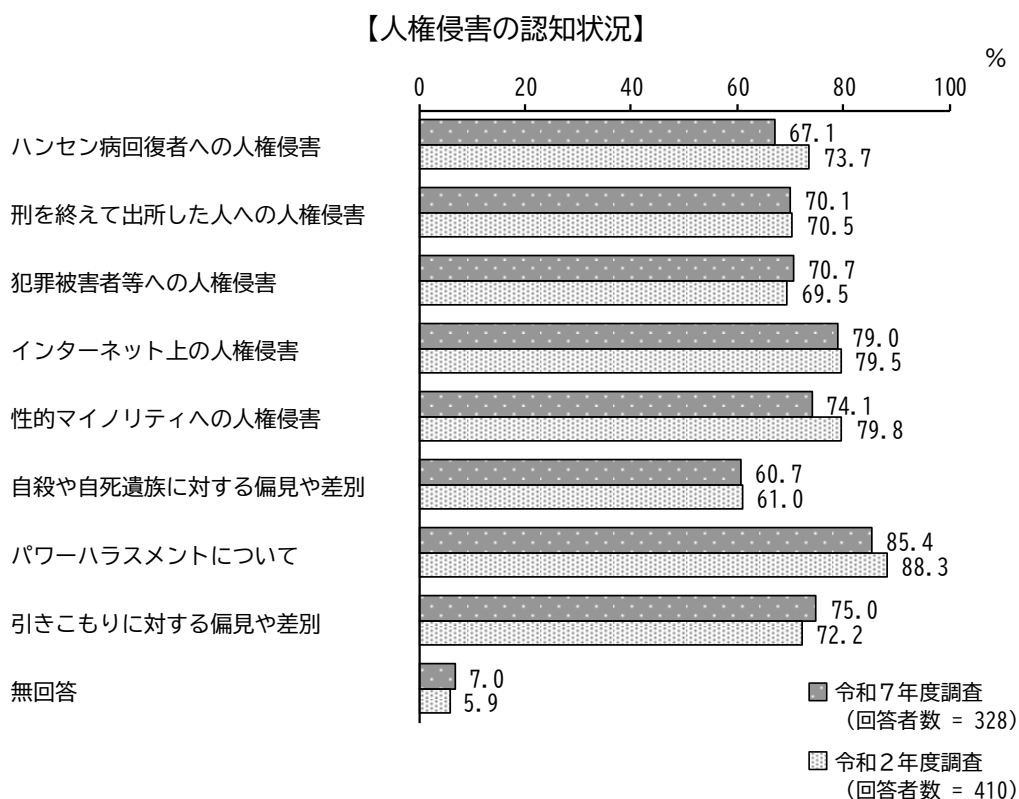
② 人権課題を知ったきっかけ

人権課題を知ったきっかけは、部落差別(同和問題)を除き、共通して「新聞・テレビ・ラジオ」のマスメディアの割合が圧倒的に高くなっています。部落差別(同和問題)は「学校教育」(56.8%)とともに、「地域社会」、「家族・親戚」、「友人・知人」といった地縁・血縁などの割合が高くなっています。

(3) 人権侵害の認知状況

前回の調査と同様、「パワーハラスメント」の割合が最も高く、「自殺や自死遺族に対する偏見や差別」が最も低くなっています。

前回の調査と比較すると、「ハンセン病回復者への人権侵害」や「性的マイノリティへの人権侵害」などの項目で認知状況の割合が低くなっています。



(4) 現在の社会の認識

各設問の回答について前回の調査と同様の傾向が見られます。

前回の調査と比較すると、「人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考へない人が増えてきた」において“そう思う”と考へる人の割合が高くなっている一方で、「貧困はその人の責任だから、救う必要はない」において“そう思わない”と考へる人の割合が高くなっています。

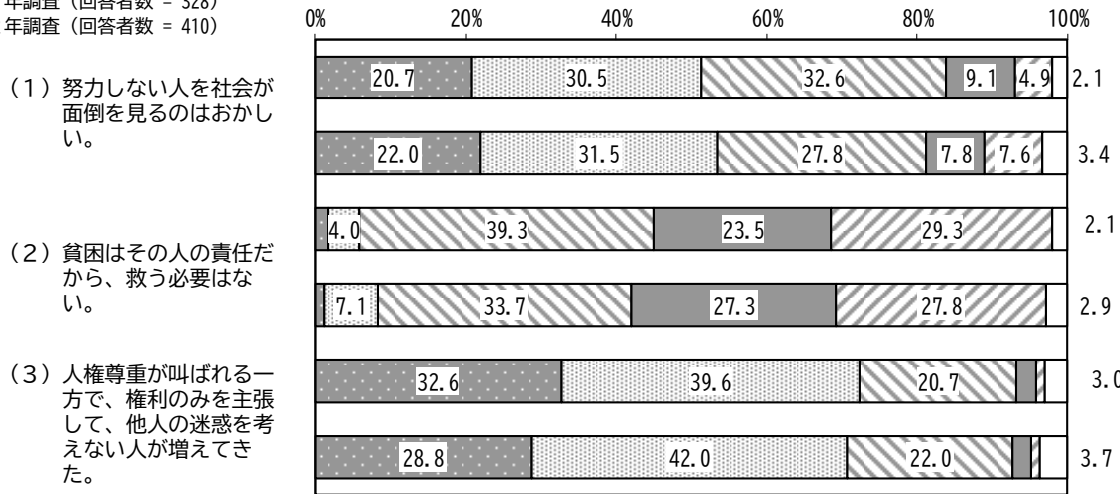
(※)「そう思う」「ややそう思う」を“そう思う”、「あまりそう思わない」「そう思わない」を“そう思わない”で表記しています。

【現在の社会の認識】

そう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない

 あまりそう思わない
 そう思わない
 無回答

令和7年調査（回答者数 = 328）
 令和2年調査（回答者数 = 410）



上段：令和7年度調査（回答者数 = 328）

下段：令和2年度調査（回答者数 = 410）

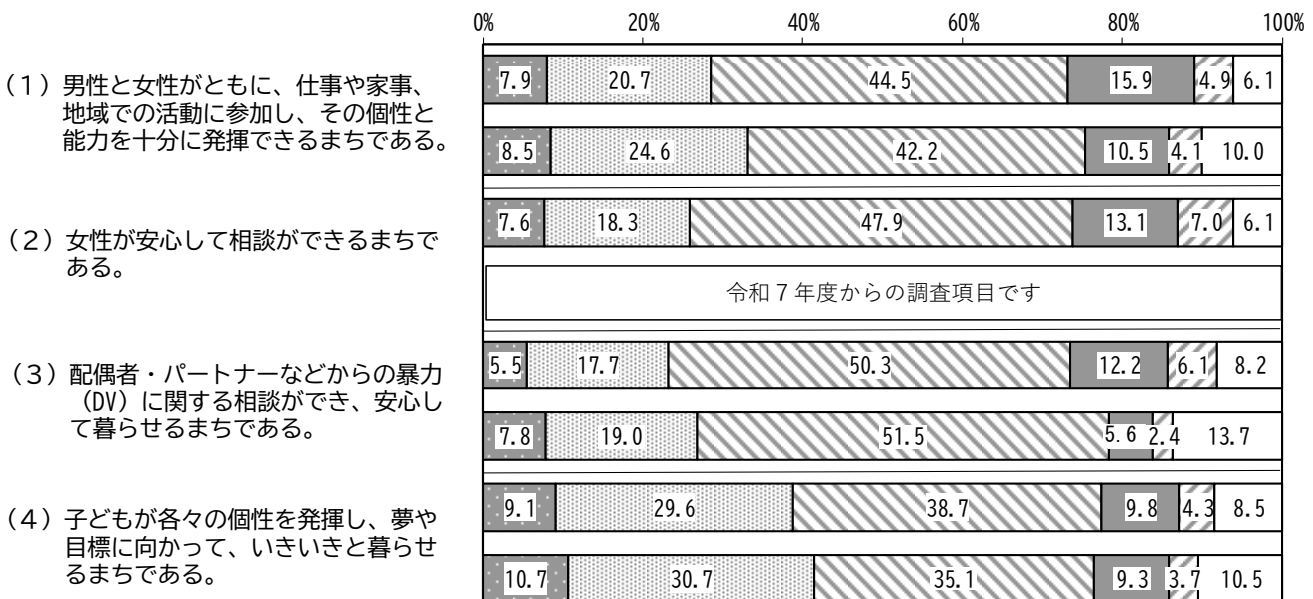
(5) 「人権が尊重されているまち」であるかどうかの評価

「高齢者」、「子育て家庭」、「子ども」にかかわる評価については“そう思う”の割合が他に比べて相対的に高くなっていますが、前回の調査と比較すると“そう思う”の割合は低くなっています。その一方で、「外国人」「犯罪被害者やその家族」「LGBTQ」などについては“そう思う”より“そう思わない”の割合が高くなっており、前回の調査と比較すると上記と同様、“そう思う”の割合が低くなっています。

【太子町は「人権が尊重されるまち」であるかどうかの評価】

そう思う
 ややそう思う
 どちらともいえない

 あまりそう思わない
 そう思わない
 無回答



(5) 子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである。	12.8	34.8	30.8	8.8	4.9	7.9
	19.8	38.8	23.2	7.1	2.7	8.5
(6) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである。	11.9	37.8	28.4	10.4	6.4	5.2
	20.7	39.5	22.4	7.8	2.9	6.6
(7) 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである。	10.4	26.8	40.9	9.5	6.1	6.4
	11.7	33.9	34.6	8.0	3.2	8.5
(8) 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである。	5.5	16.2	52.7	10.7	7.3	7.6
	5.6	16.3	45.6	13.2	6.1	13.2
(9) 障がいのある人がさまざまな相談ができ、安心して生活を営めるまちである。	5.5	16.5	53.4	9.1	7.0	8.5
	7.1	16.6	49.0	10.7	3.4	13.2
(10) 外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談ができ、また、情報提供を受けられるなど、充実した生活が営めるまちである。	3.4	10.7	54.9	13.7	7.0	10.4
	3.9	13.2	52.2	10.7	6.1	13.9
(11) 犯罪被害者やその家族が再び平穩に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである。	3.4	7.6	57.3	13.4	7.6	10.7
	3.2	10.0	55.1	12.2	5.4	14.1
(12) LGBTQなどの性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである。	3.4	5.5	58.2	15.9	7.3	9.8
	3.4	10.2	53.9	13.4	4.4	14.6
(13) インターネットによる誹謗中傷などに関する相談ができ、安心して暮らせるまちである。	3.4	8.5	56.7	12.8	8.2	10.4
	令和7年度からの調査項目です					
(14) 人権問題に熱心に取り組んでいる人がいるまちである。	4.9	11.6	50.0	16.2	7.6	9.8
	令和7年度からの調査項目です					

上段：令和7年度調査（回答者数 = 328）

下段：令和2年度調査（回答者数 = 410）

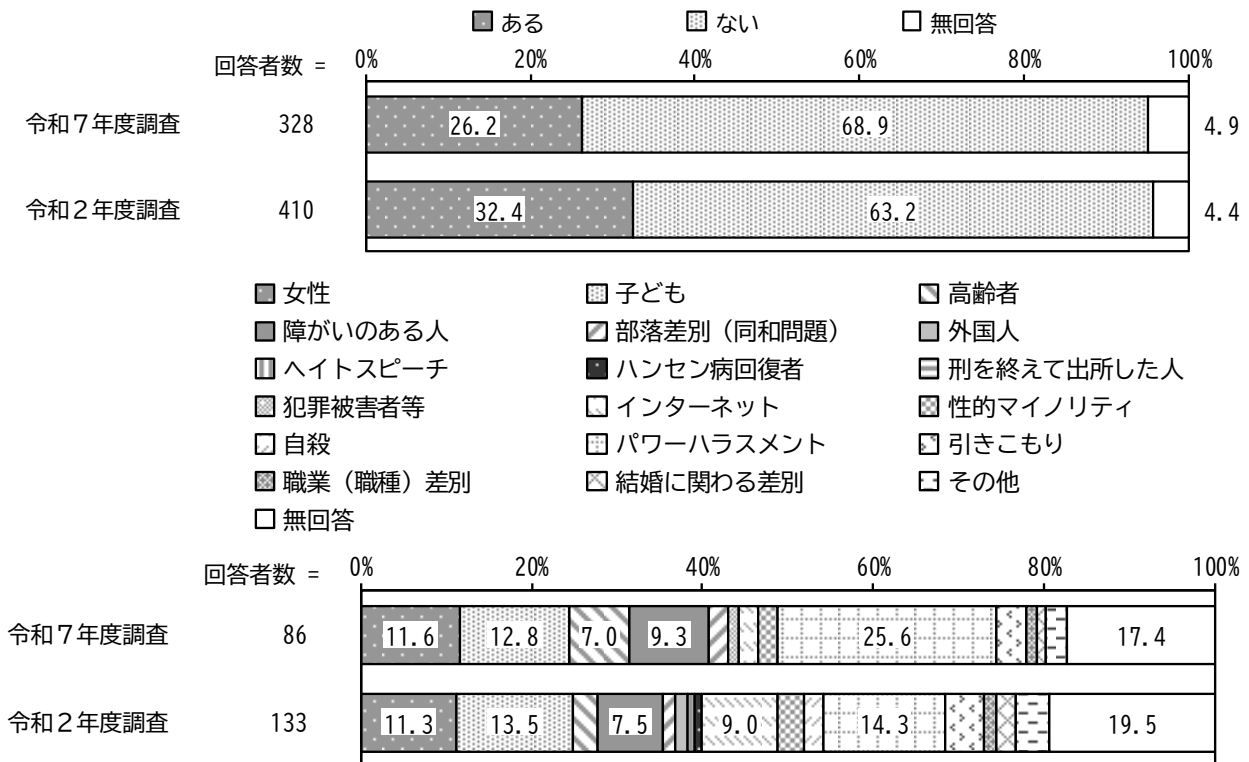
(6) 人権侵害の現状と人権侵害に対する態度(行動)

① 人権侵害の現状

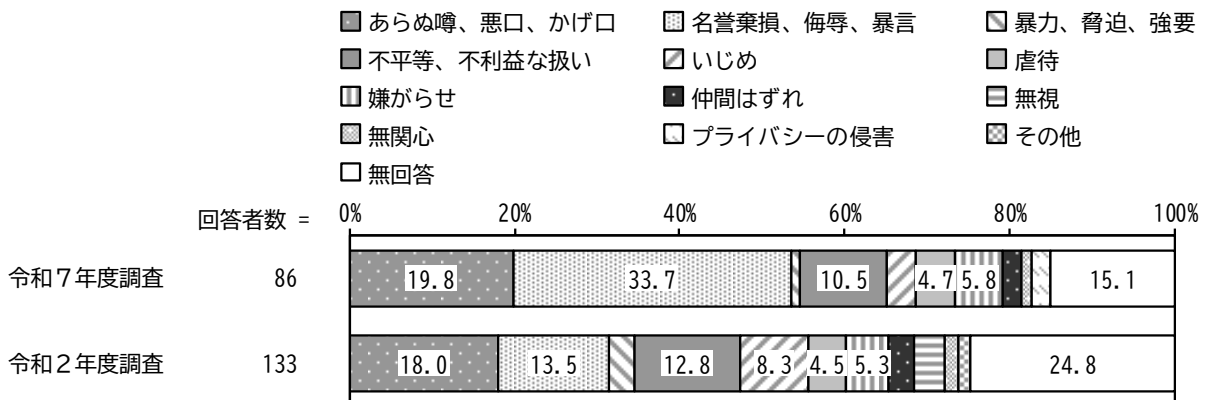
【見聞】

最近5年間で見聞きした経験が「ある」人は26.2%、「ない」人は68.9%と4人に1人は人権侵害と思われる言動を見聞きしています。その人権侵害の上位5位は、パワーハラスメント(25.6%)、子ども(12.8%)、女性(11.6%)、障がいのある人(9.3%)、高齢者(7.0%)となっています。

前回の調査と比較すると、「パワーハラスメント」の割合が非常に高くなっています。



内容の上位5位は、名誉棄損、侮辱、暴言(33.7%)、あらぬ噂、悪口、かげ口(19.8%)、不平等、不利益な扱い(10.5%)、嫌がらせ(5.8%)、虐待(4.7%)となっています。前回の調査と比較すると、「名誉棄損、侮辱、暴言」の割合が非常に多くなっています。

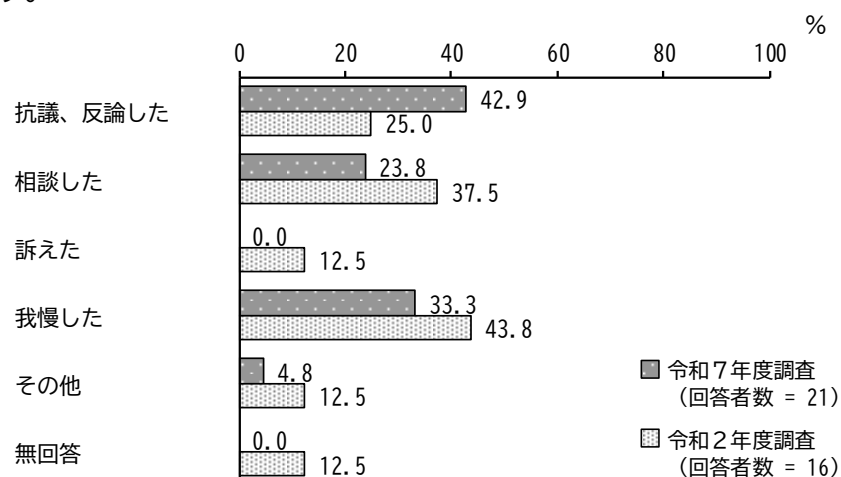


② 人権侵害に対する態度(行動)

【本人】

自身への人権侵害に対する態度は「抗議、反論した」(42.9%)、次いで「我慢した」(33.3%)、「相談した」(23.8%)となっています。

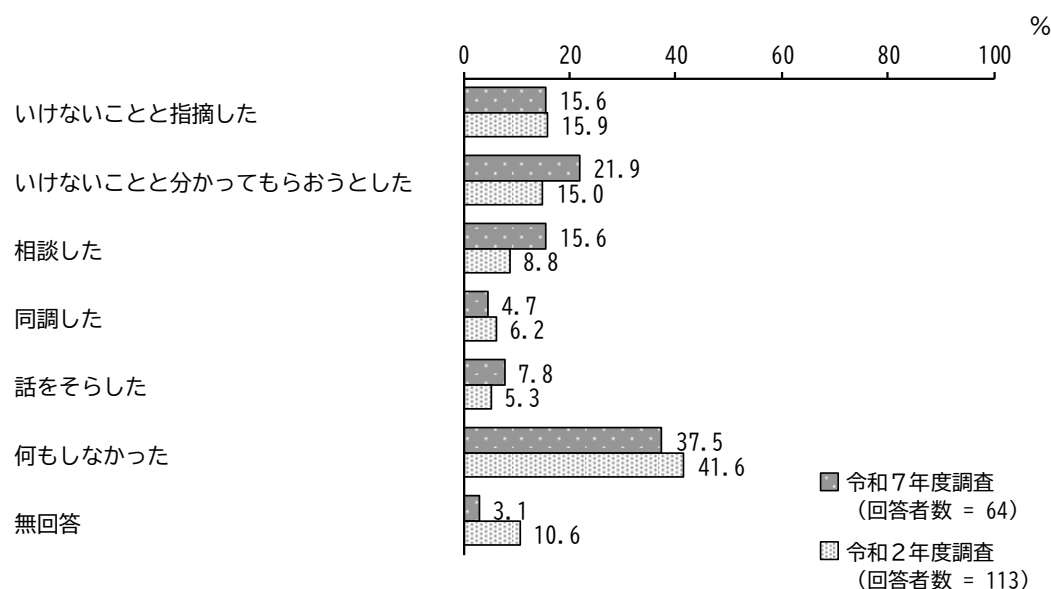
前回の調査と比較すると、「抗議、反論した」割合が増加し、「相談した」「我慢した」割合が減少しています。



【他の人】

回答者以外の人への人権侵害に対する態度は「何もしなかった」(37.5%)、「いけないことと分かってもらおうとした」(21.9%)、「いけないことと指摘した」(15.6%)、「相談した」(15.6%)、「話をそらした」(7.8%)、「同調した」(4.7%)となっています。

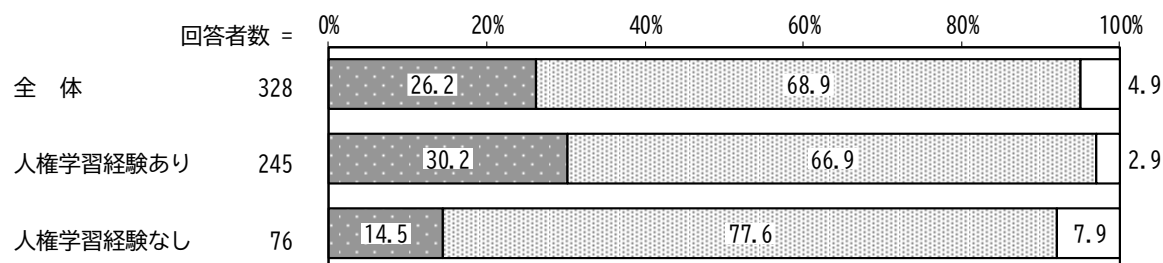
前回の調査と比較すると、「いけないことと分かってもらおうとした」「相談した」割合が増加し、「同調した」「何もしなかった」割合が減少しています。



③ 人権学習経験別、人権侵害の見聞と対応行動

【見聞】

人権侵害を最近5年間で見聞きした経験がある人を人権学習経験の有無で比較すると、「あり」が30.2%であるのに対し、「なし」は14.5%でした。人権学習経験の有無が人権侵害への気づきに影響していると考えられます。



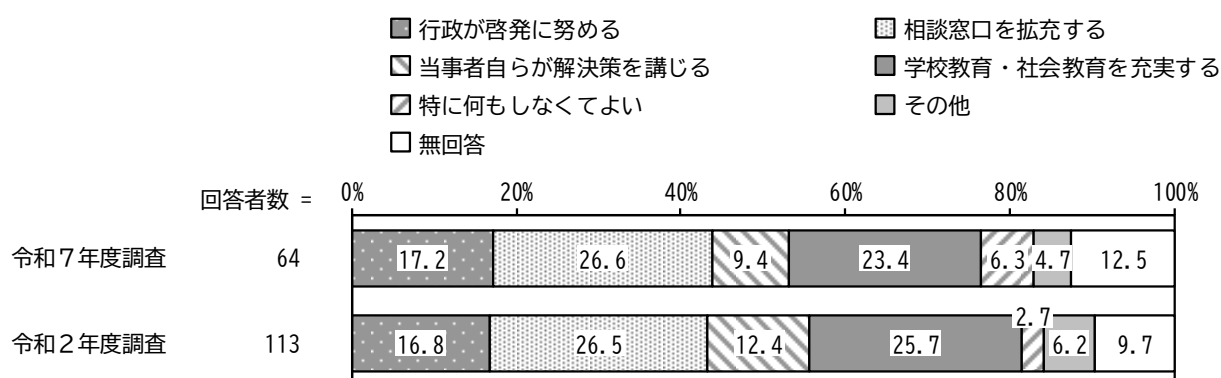
【対応】

見聞きした人権侵害に対する態度を人権学習経験の有無でみると、「あり」では「いけないことと指摘した」が17.9%、「いけないことと分かってもらおうとした」が23.2%であるのに対し、「なし」では、それぞれ0%、14.3%でした。

④ 人権侵害に対する対策

人権侵害への対応策は「相談窓口を拡充する」(26.6%)が最も多く、次いで「学校教育・社会教育を充実する」(23.4%)、「行政が啓発に努める」(17.2%)、「当事者自らが解決策を講じる」(9.4%)となっています。

回答の種別について前回の調査と同様の傾向が見られます。



3 団体ヒアリング調査

本町で人権・福祉・教育などにかかわる活動を行っている団体、地域福祉や地域コミュニティ活動を行っている団体、小中学校にヒアリング調査を実施し、地域の状況を把握しました。

調査団体数	12 団体
調査期間	令和7年8月21日～9月5日

(1) 子ども

- 支援を必要とする子どもは、保護者も複雑な課題を抱えているため、単一のサービスでは対応が困難となっている。
- 家庭に責任を委ねる意識が根強く、子どもの権利保障が後回しになっている。
- 子どもの人権への関心は高まっているが、支援現場以外の住民には十分に浸透していない。
- 地域住民は子どもを気にかけているものの、具体的な支援方法が分からず、行動に移せない状況が続いており、啓発と実践の橋渡しが必要である。
- 子育て支援が未就学児に集中しており、中学卒業後の子どもへの支援が不足している。進学や就職を控えた時期にこそ、社会的なサポートが必要だが、制度的な支援が乏しく、孤立する若者が生まれやすい状況である。
- 人権教育は知識だけでなく、子ども自身が大切にされる経験を通じて人権意識を育むことが重要である。
- 家庭内で介護や家事を担うヤングケアラーの存在が見えにくく、支援が届きにくい状況にある。

(2) 女性

- 「女性が黙って従うべき」などの古い価値観が残っている。
- 子育て支援についてはいろいろな力を入れているが、ひとり親家庭に対する支援などは十分に認識されていない。
- ひとり親家庭であることを理由とした子どもへの差別やいじめなどの問題はないが、ひとり親であることによって生じる生活困窮や支援が必要な子どもの障がいなど複合的な課題を抱える家庭が増えている。

(3) 障がいのある人

- インクルーシブ教育の進展により若い世代の理解は進んでいるが、高齢者層では障がい者への偏見が根強く残っている。
- 地域の作業所に対する拒否感もあり、障がい者の社会参加を阻む要因となっている。
- 小規模企業では障がい者雇用は進んでいない。

(4) 高齢者

- 高齢者が家庭内で発言力を失うケースがある。
- 世代間の価値観の違いが人権意識の格差を生み、地域全体での啓発活動が求められている。
- 若い世代は学校教育で人権意識が育まれているが、高齢世代では人権教育の機会が少なく、意識の差が顕著である。
- 新興住宅地では隣人との関係が希薄で、孤立する高齢者が増えている。個人情報保護の観点から支援が難しくなっており、地域での見守り体制や交流の場の創出が求められている。

(5) インターネット

- 学校外でのオンラインゲームやSNSを通じたトラブルが増加している。保護者や学校が把握しづらく、指導が難しい。

(6) 性的マイノリティ

- 学校では性的マイノリティ教育が進んでいるものの、家庭や地域での理解が追いついていない。学校など現場では配慮が必要な場面もあり、行政・教育・地域が連携した支援体制の構築が急務となっている。

(7) 生活困窮者

- 新旧住民の間に溝があり、困窮家庭が地域から孤立している。
- 支援が必要な家庭が表面化しにくく、行政の支援情報が届かないケースもあり、地域の目が届きにくい家庭へのアプローチが課題となっている。
- 国民年金未加入などにより、無年金者が高齢になって生活保護に頼らざるを得ないケースが増えている。

(8) 地域に共通した状況

- 住民の声を聞き、民間団体と連携しながら、町の特性に合った支援体制を構築することが、持続可能な人権施策の鍵となる。
- 行政の人権関連情報が広報やホームページで発信されているものの、住民や現場に十分に届いていない。
- 古くからの住民と新しく入ってきた住民の関係性の難しさや地域の見えない圧力のようなものがある。
- 転入家庭の孤立が顕著である。

4 改定版の策定にあたっての課題

(1) 人権学習及び啓発活動の充実

人権学習や啓発活動の目的は、住民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識し、自分の人権を守ることや他者の人権にも十分に配慮した行動がとれるようにすることにあります。

多様化・複雑化・複合化する人権課題に対して正しい認識を持ち、対応・行動するためには、人権尊重の理念を念頭に置き、常に知り、学び続けていく姿勢が必要です。20代をはじめとする若い世代は、学校教育において人権意識が育まれています。高年齢世代では人権教育の機会が少なく、住民意識調査においても、人権意識の世代間格差が顕著に見られます。また、人権学習の経験がある人ほど人権意識が高く、人権問題事象に対する対応行動が積極的である傾向が見られます。

自分はもちろんのこと、すべての人が権利の主体であることを、実感をもって理解してもらえるよう、分かりやすい啓発活動を継続して実施するとともに、こどもから高齢者まで年代にとらわれない生涯学習及びライフステージに応じたきめ細かな人権学習の充実が求められます。

(2) 情報の収集・提供機能の充実

住民意識調査の結果を見ると、人権に関する法律の認知状況は「よく知っている」「名前を知っている」を合わせた割合は概ね半数を占める一方、大阪府や本町の条例は「知らない」割合が過半数を占めており、認知が十分ではありません。人権に関する情報については、社会情勢などを考慮しつつ、適宜、広報紙やホームページで発信しており、令和2年度と比較すると、人権課題を知ったきっかけとして行政の情報の割合が増えている一方、団体ヒアリングでは住民や現場に十分に届いていないという指摘もあり、身近なかたちでの情報提供が求められています。

また、人権啓発は行政からの一方的な情報提供によるものだけではなく、様々な人権課題を誰かのことではなく自分事として捉える、という意識を醸成するためにも、住民参加型イベントなどの主体的・能動的な啓発活動も求められています。そのためには、学校や行政だけでなく、企業、NPO法人など様々な主体が社会情勢に応じた、対象者のニーズを的確に把握することが重要です。

合わせて、表面化しにくい生活課題を抱え困難に直面している住民に対し、必要な情報を適切に提供する仕組みづくりが求められます。

(3) 相談機能の充実

住民意識調査の結果を見ると、障がいのある人や外国人などが「さまざまな相談ができるまちである」という設問に「そう思う」と答えた割合は令和2年度と比較して減少しており、また、団体ヒアリングにおいても「どこに・誰に相談していいかわからない」など、相談窓口があるということがそもそも認識されていない・どのような内容の相談ができるかわからないといった課題が浮き彫りとなっています。

人権問題が発生したときに解決に向けての入口として、相談窓口は非常に重要であり、高齢者や障がいのある人など、すべての人が安心して地域で生活を営み、必要な時に様々な相談ができる機能の充実やその周知が必要不可欠となっています。

また、多様化・複雑化・複合化する人権課題に対応するためには、単一の相談窓口・支援だけでは対応が困難となるケースもあるため、多機関連携をはじめとした重層的支援体制の整備も求められます。

課題を抱えた住民が気軽に相談支援を活用できるよう改善を図るとともに、町の特性に合った「一人も見逃さない相談体制」の構築が必要です。

(4) 人権尊重のまちづくり

人権に関する意識・認識は確実に高まってきている一方で、「権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた」と思う人が多くなってきているなど、誤った意識・認識がされているケースもあります。人権は自分の権利だけでなくことを理解するとともに、他者の人権にも配慮することのできる共生社会の構築が求められています。

人権尊重のまちづくりのためには、人権は特別なことではなく日常のすべてにかかわるものという意識を持ち、人権問題の解決に向けて主体的に行動することが必要です。そのためには、住民一人ひとりが困った時にSOSを発信し、それに気づくことができる住民同士のつながりをはじめとした、地域における関係機関などのネットワークの構築が課題となります。

(5) 推進体制の構築

人権行政を推進していくためには、総合調整機能をはじめとした、縦割りでない全庁的な推進体制を構築していくことが必要です。そのためには、町職員の意識改革に取り組み、住民の人権擁護が本務であるとの認識を持って、住民の立場に立った人権行政を推進することが重要です。

また、人権問題を解決していくためには、行政だけではなく、太子町人権協会や太子町社会福祉協議会、NPO法人などの関係機関と連携し、協働していくことが必要不可欠となります。それぞれの役割を明確にし、町の特性に合った支援体制を構築していくことで、地域に存在する人権課題の発見や適切なアプローチにつながります。

1 人権行政の考え方

自治体行政は、近代社会の原理である住民の権利と住民の自由を確立・保障することを目的として成り立っています。つまり、「子育て・教育」「健康・福祉」「経済・産業」「生活環境・生活基盤」などの住民生活の様々な分野で、住民の幸福追求にかかわっていることから、自治体行政は人権行政であると言えます。

また、日本国憲法第3章「国民の権利及び義務」において具体的な国民の権利と国民の自由を保障しているように、憲法の理念である国民主権、平和主義、基本的人権の確立・保障を地域社会で実現していくことが自治体行政の目標であります。それらは、様々な人権課題に対応していく行政の総合的な取組によって実現していきます。

本町では、憲法の基本的人権を確立・保障し、住民一人ひとりが安心して、自分らしく暮らせる社会を創っていくことが行政の大きな目的の一つとして捉えています。こうした社会の実現に向け、あらゆる人権課題への取組や対応などを町全体の課題とし、日常業務をはじめ、すべての施策の企画から実施にいたる全過程を通じて、人権尊重の視点から推進していきます。

このことから、人権行政を推進するにあたっては、すべての職員が人権の概念について認識を深め、すべての人の基本的人権を確立・保障するという自治体行政のあり方を理解し、自治体行政は人権行政であるという認識に基づき施策に取り組みます。

人権教育・啓発は、住民一人ひとりの心のあり方に密接にかかわる問題であることから、行政からの一方的な押し付けにならないように、住民の自主性を尊重した取組を行うことが大切です。また、人権教育・啓発は、問題・課題に対する気づきや学び、人権侵害や差別をなくすための行動を促すだけでなく、住民一人ひとりが人権の主体として自覚し、住民の行動力につながることをめざします。

2 基本理念

人権とは・・・

人間の尊厳に基づいてすべての人が持っている固有の権利であり、社会を構成する人々が個人としての生存と自由を確保し、人間として幸せに生きていくために欠くことができない権利です。

この権利を実現するためには・・・

すべての人が個人として尊重され、ありのままに受け入れられる社会形成が必要であり、地域社会においては人権行政の推進と住民の意識高揚が大切です。

本町では・・・

あらゆる行政分野に人権尊重の文化を根付かせ、多様な人々がお互いの違いを認め合いながら、共生し、協働する地域社会「和のまち“たいし”」をめざします。

【 基 本 理 念 】

**すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、
多様な人々が共生する和のまち“たいし”**

本町では、今も息づいている聖徳太子の精神風土をまちづくりに活かす、和のまち“たいし”をめざしています。ここでいう「和」とは、お互いの違いや立場を認めつつ、支え合いながら、多様な主体が参画し共通の目標をもってまちづくりの実現を進めていく「協働」のあり方をさしています。

3 基本方針

人権行政を推進し、「すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」を実現するため、次の3つの基本方針を掲げます。それらは相互に関連し、有機的な連携を持っているものであり、住民・事業者・行政が協働して人権行政を推進していきます。

人権尊重のまち“たいし”

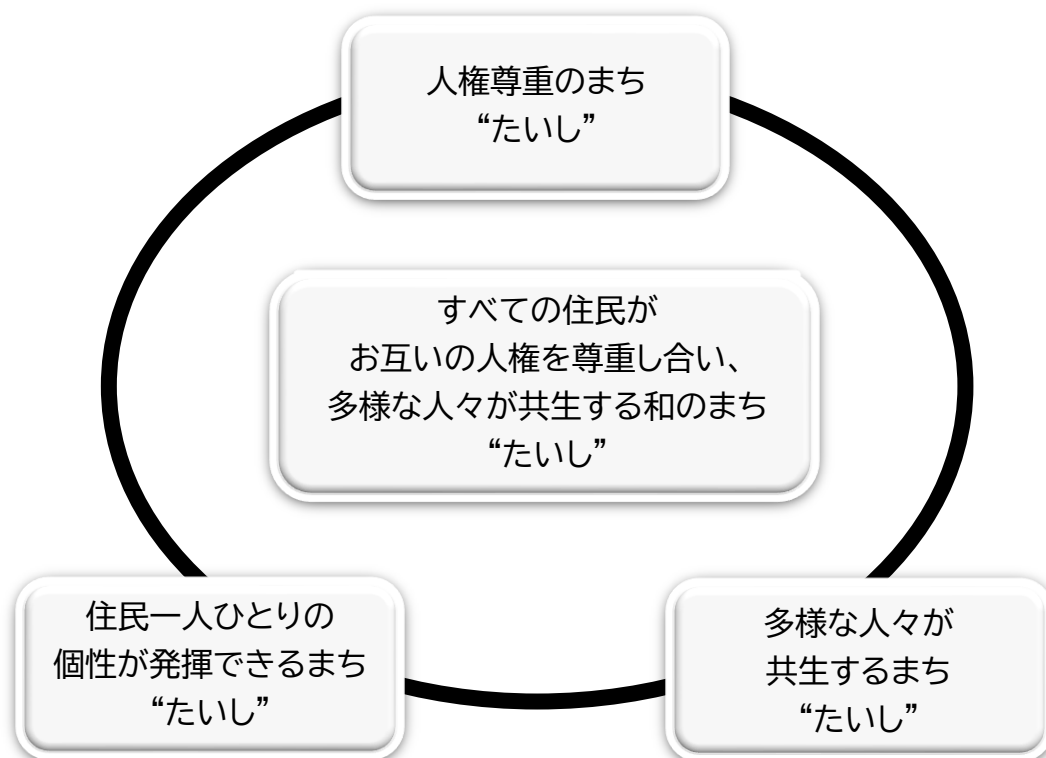
すべての人が個人として尊重され、その生存と自由が保障されるまちをめざします

住民一人ひとりの個性が発揮できるまち“たいし”

自分の意志や希望を持ち、他者と協力して互いに尊重し合いながら自分の個性を発揮し、多様な生き方や価値観を認め合えるまちをめざします

多様な人々が共生するまち“たいし”

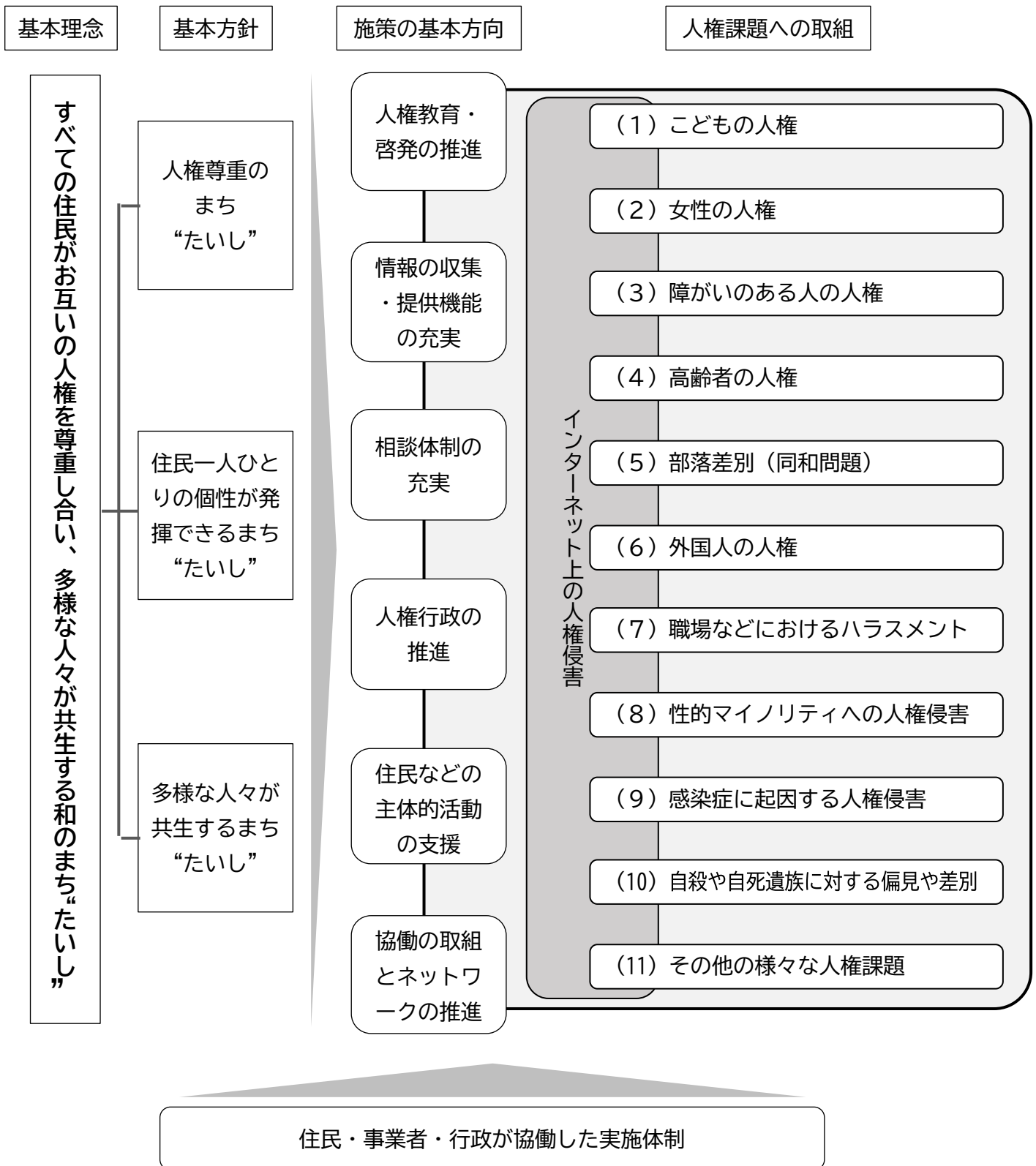
複雑かつ多様な問題を抱えながらも、一人ひとりの生が尊重され、社会との様々な関わりを基礎として自律的な生を継続していく、多様な人々が共生するまちをめざします



人権行政推進プラン

第 1 章

施策の体系



第2章

施策の基本方向

1 人権教育・啓発の推進

住民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するためには、「人を大切にすること」が人権教育の根幹であり、自分を大切にするとともに、相手を尊重する思いやりや共感力を育てることが必要です。そのために、学校、家庭、地域などあらゆる場と機会を通じて、こどもから高齢者に至る幅広い層を対象に、生涯学習を推進するとともに、身近な生活の場における人権に気づき、深く感じ、広く考える力を養う人権教育・啓発を行います。

また、住民や事業者、関係団体などと連携しながら、多様な人権問題の解決に向けた啓発活動を展開し、人権に関する理解を深める機会の提供を推進します。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「人権」について、非常に大切なことだと認識している人の割合（住民意識調査）	36.1%	38.7%	50.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
人権啓発活動の実施回数	11回	12回	継続実施
人権啓発事業への参加者数	700人	886人	900人
中学校での外部講師による人権学習会の開催	1回	1回	継続実施

2 情報の収集・提供機能の充実

人権に関する問題は多様化・複雑化・複合化しており、住民一人ひとりが人権について正しい認識を持ち、行動していくことができるよう、常に新しい人権情報を収集するとともに、正しい情報を広く住民に提供していく機能の充実に取り組みます。

3 相談体制の充実

予期しない偏見や差別などの人権侵害に直面した人や問題を抱え悩んでいる人には、早期の適切な対応、支援が重要です。

相談者が迅速かつ適切な対応を受けられるよう、多様化・複雑化・複合化する人権課題に対応できる相談支援体制の充実を図るとともに、人権の視点から住民の相談を受け止め、適切な相談支援が提供されるよう庁内の関係課、関係機関が連携し、横断的な相談・支援体制の充実に取り組みます。また、相談窓口のより一層の周知を図るとともに、気軽に相談ができる支援体制の整備を推進します。

成果指標	平成 31 年度	実績(令和 6 年度)	目標(令和 12 年度)
人権相談会の定期開催	—	12回	継続実施

4 人権行政の推進

職員は、住民の人権擁護が本務であるという認識をもち、すべての行政分野のあらゆる職務にわたって、住民の立場に立ち、人権行政を遂行します。また、人権研修に参加するなど、常に人権感覚を磨き、新たに生じてくる人権問題などの課題に対しても、迅速かつ適切に対応します。

成果指標	実績(令和 6 年度)	目標(令和 12 年度)
人権に関する職員研修の実施	19回	20回
相談員向けの研修への参加	26回	継続実施

5 住民・NPO法人・事業者などの主体的活動の支援

住民の主体的な取組を通じて、住民がふれあい・交流することにより相互理解を深めていくことが人権文化の創造に重要です。また、様々な課題を抱える人々を地域社会で支え、共に社会参加していくことが、住民のエンパワメントと自己実現を促進していくことに通じます。住民の交流・相互理解のための活動などを支援するとともに、NPO法人・事業者などにおいても職場などで人権教育・啓発を充実させるなど、支援・連携の強化を図ります。

6 協働の取組とネットワークの推進

町行政は、地域住民の暮らしと人権にもっとも密接につながっており、あらゆる施策に人権尊重の視点が必要です。また、人権問題の解決は、行政のみの施策によって実現されるものではなく、住民一人ひとりの課題でもあり、関連団体や民間企業などとも連携しながら地域全体で取り組んでいく必要があります。そのため、住民・各団体・事業者と行政が対等な立場でお互いの役割を明確にし、協働しながら取り組み、地域でのネットワークを推進します。

◆指標について

人権行政推進プランを進めるにあたって指標を定め、P D C Aサイクルによる進行管理を行います。

評価指標	人権に関する住民意識調査の結果による指標 5年ごとに実施予定の「人権に関する住民意識調査」に表れる住民意識の変化を評価するための指標です。
成果指標	事業の実施により得られた成果を測る指標 事業の実施目標を定め、達成状況を評価するための指標です。



1 課題横断的な人権課題に対する取組

インターネット上の人権侵害

【現状と課題】

インターネットの普及により個人、企業、行政を問わず、大量の情報を発信・入手・拡散できるようになり、住民生活の利便性が高まりました。一方で、その匿名性、情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷やプライバシーの侵害、差別を助長する表現の掲載、こどもの性被害など人権にかかわる様々な問題が発生しており、インターネットが差別の拡散、人権侵害のツールとして使われている現状もあります。また、インターネット上の人権侵害は、こどもの人権や女性の人権をはじめとする個別の人権課題に横断的に、かつ、密接に関連するものであり、この問題を解決していくことが各人権課題を解決する上でも不可欠となっています。

住民一人ひとりが個人情報に対する意識を高め、インターネットの利点や問題点を理解し、ネットリテラシーを身につけていくことが重要であり、インターネット上の人権侵害やプライバシー保護に関する問題に対し、インターネットを正しく利用・活用するために、マナーやモラルなどの教育・啓発を行うことが必要です。また、個別事案に対する調査・助言・解決のために、相談支援体制の充実を図ることが必要です。

【具体的な取組】

① インターネット上の人権侵害に関する教育・啓発の推進

- ・インターネットの利用にあたって、個人情報や他者を傷つける情報を発信しないよう、正しい利用方法に関する啓発と教育に取り組みます。
- ・学校において、情報社会における正しい行動や判断ができるよう、「情報モラル」を育成するための指導を行います。

② インターネットモニタリングの実施

- ・インターネット上の人権侵害の早期発見、抑止のため、インターネットモニタリングを実施し、必要に応じて削除要請を行います。

③ 人権侵害への対応・相談体制の充実

- ・SNSやインターネット上での人権侵害については、法務局や大阪府のインターネットにおける誹謗中傷・相談窓口であるネットハーモニーなどの関係機関と連携しながら迅速な対応を行い、相談、支援に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、他人の誹謗中傷を書き込んでも問題はない」と思わない人の割合（住民意識調査）	90.8%	91.2%	95.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
インターネットモニタリングの定期実施	—	毎月1回実施	継続実施

2 各人権課題に対する取組

(1) こどもの人権

【現状と課題】

こどもを取り巻く環境は、少子化やひとり親家庭などの家族形態の多様化、地域社会のつながりの希薄化、こどもの遊ぶ時間やこども同士の交流機会の減少といったこどもの成長と発達にとって厳しいものへと変化してきました。こうした中で、児童虐待、いじめ、薬物乱用、こどもの深夜の徘徊、児童買春や児童ポルノなどのこどもの人権にかかわる問題が深刻化しています。

こどもの人権尊重においては、こどもを「保護の対象」としてだけでなく、「権利の主体」として捉える児童の権利に関する条約の理念やこども基本法の趣旨を踏まえ、こどもとしての権利や自己決定を尊重していくことが必要です。そして、こどもが一人の人間として最大限に尊重され、その権利が守られるように取組をより一層推進していく必要があります。

児童虐待やいじめなどのこどもをめぐる人権問題に対応するため、家庭や学校だけではなく、地域社会全体でこどもを育てるという機運を高め、家庭・学校・地域が連携して対応するとともに、こどもの成長過程で生じる様々な問題解決のために切れ目のない相談・支援体制の充実が必要です。

【具体的な取組】

① こどもの人権に関する教育・啓発の充実

- ・こどもが大人と同様に、社会を構成する権利主体であると認識され、こどもの基本的権利が尊重されるよう人権意識の啓発に努めます。
- ・こども自身が自己の権利を自覚するとともに、他の人を思いやることができるよう、人権教育推進協議会などと連携し、人権教育を推進します。
- ・こどもの性被害を防止するため、こどもの育ちに合わせた心身の機能や心の健康に関する教育を推進します。
- ・児童買春、薬物、性犯罪・性暴力など、こどもの健全な成長にとって大きな悪影響を及ぼす問題からこどもを守るため、関係機関と連携し、啓発を図ります。

② 職員研修の強化

- ・体罰によるしつけは虐待にあたることなど、職員・教職員がこどもの人権について意識を高める研修に取り組みます。

③ こどもへの人権侵害などの対策強化

- ・支援を必要とする保護者に対して定期的な訪問・見守りや相談支援などを行い、不安やストレスを軽減することで児童虐待の予防に努めます。
- ・スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを活用し、学校において児童・生徒や保護者の抱える問題の早期発見・早期対応に努め、対面・非対面によらず相談しやすいような体制の充実を図ります。
- ・いじめ、不登校、家庭に居場所がないなどのこどもに必要な支援を図ります。
- ・こどもを虐待から守り、安心して生活できるように、地域や関係機関などが連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

④ 子育て相談・支援体制の充実

- ・太子町こども家庭センターを中心として、子育てに関する相談支援体制や情報提供体制の充実を図ります。
- ・複合的な課題を抱えた家庭のこどもの支援のため、重層的支援体制の充実を図ります。

⑤ 子育て支援のネットワークづくり

- ・子育て家庭が社会や地域で孤立しないよう、保護者同士の交流機会の提供や、地域で活動する民生委員児童委員、NPO法人や社会福祉協議会などとの連携を図り、地域でこどもや子育て家庭を支えるネットワークづくりを推進します。

⑥ ひとり親家庭への自立の支援

- ・経済的負担の軽減を通じて自立を支援していくことは、親から子への貧困の連鎖防止にもつながるため、ハローワークなどと連携して就労に関する支援を実施します。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「いじめは、いじめられる側にも問題がある」と思う人の割合(住民意識調査)	22.6%	16.5%	令和7年度より低減
「子どもが個性を發揮し、いきいきと暮らせるまち」だと思う人の割合(住民意識調査)	41.4%	38.7%	50.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
ひとり親家庭相談数(※)	4件	61件	65件

(※) 平成31年度は出張相談数のみ。令和2年度からは電話相談数も含む。

(2) 女性の人権

【現状と課題】

男女平等の理念は、日本国憲法に明記されており、法制上も男女平等の原則が確立されています。しかし、現実には「男は仕事、女は家庭」という男女の役割を固定的に捉える意識が社会的に根強く残っており、家庭や職場などで様々な差別を生む原因となっています。

本町では、令和7年3月に第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版を策定し、「男女共同参画の実現に向けた意識づくり」、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」、「男女共同参画によるまちづくり」、「だれもが安心して暮らすことのできる環境の整備」、「あらゆる暴力・ハラスメントの根絶」の5つの基本目標を掲げて取組を進めています。

家庭・職場・地域で男女平等への理解に向けた啓発を行うことにより、性別に基づく不平等を許さない社会づくりを推進していくとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた環境を整備し、性別にかかわらず誰もが望む暮らしができる社会の実現へとつなげていくことが必要です。

また、女性特有の妊娠や出産などに関する健康上の問題に対して、自らの心身を健康に保ち、自ら決定する権利(リプロダクティブ・ヘルス/ライツ)に関して、男女がともに正しく認識し、理解を深めていくことが必要です。

さらに、男女共同参画に関する意識と関心を高めるため、子育て世代に限らず、他の世代に対してもより積極的な啓発を行う必要があります。

【具体的な取組】

① 男女共同参画への教育・啓発の推進

- ・第2次太子町男女共同参画推進計画改訂版と連動して、女性の人権が尊重されるまちづくりに努めます。
- ・女性への暴力と人権侵害を許さない環境づくりに努めるとともに、女性に対する暴力根絶に向けての啓発及び情報の提供に努めます。
- ・交際中の男女間の暴力(デートDV)についても、若年層の理解が広まるよう啓発を行い、学校においても男女が互いに尊重し合うための教育を推進します。

② 職員研修の強化

- ・職員・教職員が男女共同参画への理解を深めるための研修機会を設け、男女共同参画の視点で職員の能力開発と人材育成に努めます。

③ 人権相談の充実

- ・DVや生活困窮をはじめ困難な問題を抱える女性の支援のため、女性相談支援員を配置し、大阪府女性相談センターなどの関係機関や民間団体との連携に努め、相談窓口機能の強化を図ります。
- ・複合的な課題を抱えた家庭の支援のため、重層的支援体制の充実を図ります。

④ 関係機関との連携

- ・庁内に設置している男女共同参画施策推進本部において、施策を総合的に推進できるよう庁内推進体制の一層の強化を図ります。
- ・大阪府女性相談センター、南河内男女共同参画社会研究会、企業、団体など関係機関との連携を図りながら効果的に推進します。

⑤ 審議会委員などへの女性の参画促進

- ・審議会などの女性委員の割合を増やし、役員選出に際しては女性委員の積極的な登用を図ります。

⑥ 配偶者などからの暴力などの予防と根絶

- ・暴力の根絶に向けて、警察や配偶者暴力相談支援センターなど関係機関との連携を一層強化し、相談や一時保護、自立支援などの被害者支援に取り組みます。
- ・元配偶者や元恋人の裸の写真などをインターネットに流出させるなどの嫌がらせ行為（リベンジポルノ）やストーカー行為（つきまとい）などの犯罪や人権侵害行為の防止に努め、警察など関係機関と連携して被害者への適切な支援に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「親の世話や介護は女性の役割だ」と思わない人の割合（住民意識調査）	66.8%	77.1%	80.0%
「DV相談が受けられ、安心して暮らせるまち」だと思ふ人の割合（住民意識調査）	26.8%	23.2%	30.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
南河内男女共同参画社会研究会講演会の参加者数	150人	96人	200人

(3) 障がいのある人の人権

【現状と課題】

障がいのある人が地域で自立して生活するためには、障がいに対する理解、ユニバーサルデザインの環境整備、インクルーシブ教育など多くの支援を必要としています。

障がいのある人の地域生活、社会参加を促進し、真の共生社会を実現するためには、障がいのある人への偏見や差別意識が生じることのないよう、正しい理解と認識を深めていくことが必要です。そして、障がいのある人による自己決定、自己選択を尊重し、自ら望む暮らしを実現するための施策の充実が必要となっています。

また、障がいのある人が住み慣れた地域において自立した生活や社会参加ができるよう、建物や道路のバリアフリー化などのハード面の整備や保健・福祉サービスなどのソフト面の充実、就労支援などが必要です。

【具体的な取組】

① 障がいのある人の人権に関する教育・啓発の充実

- ・障がいへの正しい理解を深めるための教育・啓発、また、障がいのある人自身への権利の教育・啓発活動に取り組みます。
- ・障がいのある人に対する誤解や偏見をなくし、障がいを理由とする差別の解消や虐待防止に向けた意識啓発を行います。

② 職員研修の強化

- ・職員・教職員に対して、障害者差別解消法における合理的配慮の提供など、各法に基づく知識や適切な対応を身につけるための研修実施に努めます。

③ とともに学び、ともに育つ教育(インクルーシブ教育)の推進

- ・個別の教育的ニーズのある一人ひとりに応じて、一貫した支援を行うための教育の体制づくりを進めます。また、小・中学校における多様な学びの場を確保するとともに、障がいの有無にかかわらず、すべてのこどもが「ともに学び、ともに育つ教育」の推進に向けて研究を行い、体制の整備を図ります。

④ 雇用促進と就労支援の充実

- ・福祉的就労の機会重要であり、日中活動、社会参加、就労訓練の機会を提供する事業所など、関係機関を通じ、広報活動や雇用体制の整備を促進します。

⑤ 福祉サービスや相談体制の充実

- ・障がいのある人の多様なニーズに対応するため、社会福祉協議会や保健・医療・福祉の関係機関などが連携したサービスの提供に努めます。
- ・障がいのある人に合理的配慮を行うとともに、必要な援助を受けることができるよう権利擁護について周知し、相談しやすい体制の整備を図ります。

⑥ 参加・交流の機会の確保

- ・障がいの有無にかかわらず相互の理解を深め、交流の促進を図ります。
- ・町政に声を届けるのが難しい障がいのある人の意見・要望などを反映していくため、障がいのある人が町政に参加する機会の確保、参加方法の工夫に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「障がいのある人は、行動や意思決定が制限されても仕方がない」と思わない人の割合（住民意識調査）	49.0%	54.6%	60.0%
「障がいのある人が様々な相談ができ、安心して暮らせるまち」だと思える人の割合（住民意識調査）	23.7%	22.0%	30.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
権利擁護に関する相談支援件数（※）	23件	14件	20件

（※）実人数の支援件数

(4) 高齢者の人権

【現状と課題】

人口の高齢化がますます進行する中、家庭や施設における身体的・心理的虐待や財産の侵害などの経済的虐待など、高齢者の人権問題は深刻な状況にあります。また、地域における孤立や高齢者を狙った悪徳商法や詐欺、年齢を理由とした就職差別・賃貸住宅への入居拒否など様々な問題が発生しています。

高齢者一人ひとりの個性を尊重し、人権啓発・人権教育などの取組を進めるとともに、高齢者の人権問題に関する相談窓口の整備、経済的支援、日常生活を支えるサービスの充実など関係機関や地域住民、地域団体などと連携を強化・拡充し、地域全体で支え合う体制の構築を図る必要があります。

さらに、高齢者がいきいきと暮らせるよう、高齢者を権利の主体として尊重し、その豊富な経験や知識を最大限に活かせるような社会参加しやすい環境の整備が必要です。

【具体的な取組】

① 高齢者の人権に関する教育・啓発の充実

- ・高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域社会の実現に向けて意識啓発を行います。
- ・高齢者が、地域社会の一員として様々な活動の場に参加し、生きがいをもって暮らせるよう、世代間交流などを通じた教育活動に取り組みます。

② 職員研修の強化

- ・職員、保健福祉サービスを提供する従事者に対して、意識啓発や資質を向上するための研修を行い、高齢者の人権と人格を尊重したサービスの実施を推進していきます。

③ 相談体制・機能の充実

- ・地域包括支援センターをはじめとした総合的な相談窓口の周知を図るとともに、相談しやすい環境の整備に努めます。
- ・保健センターや社会福祉協議会など、あらゆる関係機関を窓口として、民生委員児童委員などとも連携しながら、身近な地域で気軽に相談できる体制の充実を図ります。
- ・生活困窮状態にある高齢者に対して、自立相談支援機関「はーと・ほっと相談室」と連携した相談支援を行います。

④ 情報提供機能の充実

- ・認知症高齢者の家族が参加する「高齢者介護家族のつどい」など、支援を必要とする住民への適切な情報提供を行います。
- ・就労を希望する高齢者の社会参加を促進するため、生きがい人材センターと連携し、情報提供や就業機会の確保に努めます。

⑤ 高齢者の虐待防止や孤立防止の強化

- ・高齢者虐待の早期発見・早期対応ができる体制の整備に努めるとともに、地域包括支援センターなどと協力して対応を行います。
- ・孤立の防止のために、「安心太子見守りネットワーク」において地域住民や事業所、民生委員児童委員などと連携し、見守り活動を強化します。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの者の言うことを聞いた方がよい」と思う人の割合（住民意識調査）	24.2%	17.4%	令和7年度より低減
「高齢者が様々な活動の場に恵まれ、生きがいを持って暮らせるまち」だと思ふ人の割合（住民意識調査）	45.6%	37.2%	50.0%
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
安心太子見守りネットワーク事業登録者数	57人	74人	80人

(5) 部落差別（同和問題）

【現状と課題】

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、現代社会においても、同和地区や被差別部落と呼ばれる特定の地域にルーツがあることやそこに住んでいる・住んでいたことを理由に、経済的・社会的・文化的に低位の状態におかれ、自由な結婚が妨げられたり、就職で不公平な扱いを受けるなど、日常生活の中で様々な社会的不平等や差別、排除を受け、人権が侵害されるという日本固有の重大な人権問題です。インターネット上では、特定の者が同和地区の居住者・出身者などとして識別するだけでなく、特定の地域が同和地区である・あったと指摘する行為も行われています。

部落差別（同和問題）に関する誤った認識や偏見、無関心をなくすため、人権教育・啓発を推進し、部落差別の解消の推進に関する法律の周知や住民一人ひとりが部落差別（同和問題）について正しく学び、理解し、差別や偏見を許さない意識を醸成していくことで、偏見にとらわれない差別のない社会をめざしていく必要があります。また、部落差別（同和問題）の解消の阻害要因となっている「えせ同和行為」の排除に向けた取組が必要です。

【具体的な取組】

① 部落差別（同和問題）に関する教育・啓発の推進

- ・太子町人権教育基本方針に基づき、学校教育を通じて部落差別（同和問題）に対する認識を深め、部落差別（同和問題）を許さない意識啓発に努めます。
- ・部落差別（同和問題）を知る機会の提供として生涯学習を推進するとともに、正しい理解を広め、差別の解消を図るため、人権問題講演会の開催や広報紙・啓発冊子などにより効果的な啓発活動に努めます。

② 職員研修の強化

- ・職員・教職員が、部落差別（同和問題）を自らの課題としてとらえ、解決に向けて行動できるような研修や学習機会の充実に努めます。

③ 人権相談の充実・機能強化

- ・庁内の様々な相談窓口のネットワーク化を図り、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

④ 関係機関との連携

- ・部落差別（同和問題）の解決へ向け、太子町人権協会などと連携を図るとともに、大阪府、町村長会、大阪府人権協会などとの協力体制を促進します。
- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、公正な採用選考による就職の機会均等の確保と差別のない職場づくりの促進に努めます。

⑤ えせ同和行為の排除

- ・えせ同和行為の排除に向けて、関係機関と連携し、正しい知識と対処についての啓発活動を実施します。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「自分の身内が同和地区出身者と結婚することに反対する」と思う人の割合（住民意識調査）	22.7%	17.1%	令和7年度より低減
成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
新規採用職員を対象とした部落差別（同和問題）に関する研修	3回	3回	3回

(6) 外国人の人権

【現状と課題】

日本国内で生活する外国人は年々増加しており、本町においても学校や職場だけではなく、地域社会における日常生活の様々な場面で、外国人と接する機会が増えてきています。

そのような中で、外国人へのヘイトスピーチやヘイトクライム、外国人を敵視する排外主義が拡大するなどの社会的な問題も発生しています。

今後も、国際化が進展していく中で、異なる文化、習慣及び価値観を互いに認識し、尊重し合える意識を育んでいくことが重要です。

引き続き、外国人住民が安心して地域で暮らせるよう、多文化共生の取組を一層推進し、外国人の人権について理解が進むよう啓発するとともに、多様性を認め合い、外国人に対する偏見や差別をなくすための取組を推進していく必要があります。

【具体的な取組】

① 外国人の人権に関する教育・啓発の推進

- ・外国の人々の生活や文化に関する体験学習などを通じて多文化教育を進め、お互いの違いを認め合い、共に生きる児童・生徒をはぐくむ学校教育を推進します。
- ・歴史的・地理的に関係が深いアジア諸国などの人々に対する偏見や差別を解消するため、正しい文化・歴史認識を学ぶ生涯学習や教育・啓発活動の充実に努めます。
- ・誰もがダイバーシティの視点を持てるように啓発を図ります。
- ・外国につながる人などへの偏見や差別に基づく不当な言動を許さない社会環境づくりを推進し、ヘイトスピーチの解消に資するため、国・府などと連携して、正しい理解や認識を深めるための啓発活動を推進します。

② 職員研修の強化

- ・職員・教職員が外国の文化や習慣の違いを正しく理解し、お互いの人権を尊重しながら共に生きる国際感覚を身につけられるよう、研修や学習機会の充実に努めます。

③ 相談体制の充実

- ・大阪府国際交流財団や近隣の国際交流協会などと連携しながら、外国人が安心して地域で生活できるよう、困ったときに相談しやすい体制の充実に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「外国人が地域社会の一員として相談や情報提供を受け充実した生活を営めるまち」だと思う人の割合(住民意識調査)	17.1%	14.1%	30.0%

(7) 職場などにおけるハラスメント

【現状と課題】

職場でのセクシュアルハラスメントや、立場の優位性を利用して人格や尊厳を傷つけるパワーハラスメント、妊娠・出産を理由とする嫌がらせや解雇などの不当な処遇を行うマタニティハラスメントなど、現代社会において多種多様なハラスメントが存在しています。最近では、顧客からの暴行や脅迫、不当な要求などの著しい迷惑行為であるカスタマーハラスメントなどが社会問題化しています。

ハラスメントは、職場における立場の違いや世代間格差による意識の差、認識・コミュニケーション不足など、様々な要因によって身近に起こり得るものです。ハラスメントに関する知識や認識を十分に浸透させていくとともに、相談・支援体制を充実させていく必要があります。

【具体的な取組】

① ハラスメントに関する教育・啓発の推進

- ・あらゆるハラスメントの根絶に向けて、職場や学校など、様々な機会において認識・理解を深めるための啓発・広報活動に取り組みます。

② ハラスメントに対する啓発と相談体制の充実

- ・職場におけるパワーハラスメント、セクシュアルハラスメント、マタニティハラスメントなどをなくすため、企業に対する積極的な啓発・広報活動に取り組みます。
- ・ハラスメントに悩んでいる人のために、各種相談窓口に関する情報提供を行います。

③ 関係機関との連携

- ・河南町・太子町・千早赤阪村企業人権協議会と連携し、ハラスメントのない働きやすい職場づくりの促進に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「人前で部下を長時間にわたり大声で叱るのはハラスメントだ」と思う人の割合（住民意識調査）	87.8%	90.3%	95.0%

（８）性的マイノリティへの人権侵害

【現状と課題】

性的マイノリティ（性的少数者）の人々は、少数者であるがために、周囲の偏見や差別、あるいは、社会生活上の不便さなどにより苦痛や不利益を受けることがあります。

性的マイノリティの人々に対する性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱いについては、人権課題としての意識が醸成されてきてはいますが、依然として、差別意識も残っており、LGBTQをはじめとする性的指向・ジェンダーアイデンティティに対する理解を深めるための人権教育・啓発を促進し、性の多様性が尊重され、すべての人が暮らしやすい社会をめざしていく必要があります。

【具体的な取組】

① 性的マイノリティへの理解促進

- ・学校教育や生涯学習などを通じて性的マイノリティについての学習機会を提供し、理解促進に努めます。また、行政窓口などでは、性的マイノリティに配慮した対応に努めます。

② 性的マイノリティに関する啓発の推進

- ・性的指向・ジェンダーアイデンティティを理由とする差別的取扱いや言動は不当であることの認識を広める啓発活動を推進します。

③ 情報提供・相談体制の充実

- ・性的マイノリティの人が安心して自分らしく生きるための情報提供や、相談窓口を案内するとともに、専門相談機関との連携などの対応に努めます。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きられるまち」だと思ふ人の割合（住民意識調査）	13.6%	8.9%	30.0%

(9) 感染症に起因する人権侵害

【現状と課題】

ハンセン病回復者やH I V感染者、新型コロナウイルスなどの感染者やその家族などが不当な差別、誹謗中傷を受けるなど、様々な人権問題が発生しています。

感染症患者や元患者、家族、医療従事者などの人権に十分に配慮しながら、誤った情報による偏見や差別をなくすために、感染症などに対する正しい理解や知識の普及、啓発活動が必要です。

また、患者、感染者が安心して治療を受け、働き、地域で暮らし続けられるまちづくりを推進していく必要があります。

◎感染症の患者などに対する人権侵害

【具体的な取組】

① 感染症に関する人権教育・啓発の推進

- ・感染症に関する正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進し、新たな人権問題の発生の防止に努めます。
- ・小中学校においては、児童生徒の発達段階に応じた心身の機能や心の健康に関する教育を推進し、H I Vに対する正しい知識の普及に努めます。

② 相談窓口の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

◎ハンセン病回復者に対する人権侵害

【具体的な取組】

① ハンセン病回復者に関する人権教育・啓発の推進

- ・ハンセン病に対する歴史的背景と正しい知識の普及を図り、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進します。

② 相談窓口の充実

- ・当事者の立場に立った相談事業を実施するとともに、安心して相談できる人権相談窓口の充実を図ります。

評価指標	令和2年度	現状(令和7年度)	目標(令和12年度)
「ハンセン病回復者とは、一緒に食事や入浴はしない」と思わない人の割合 (住民意識調査)	47.1%	50.7%	60.0%

(10) 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

【現状と課題】

警察庁の自殺統計原票を集計した結果（自殺統計）によれば、日本の自殺者数は、平成15年をピークに減少傾向にあります。令和2年は11年ぶりに総数が増加に転じましたが、令和5年からは減少しています。

一方で、令和6年の小中高生の自殺者総数は過去最高となっており、10代のこどもの自殺が深刻な社会問題となっています。

町では、自殺対策基本法に基づき太子町のち支える自殺対策計画を策定し、すべての住民が相互に支え合うことで、誰もが自殺に追い込まれることなく、生きがいを持って心身ともに健康に過ごせるまちの実現をめざし、住民や地域、関係機関、事業主、学校などと連携・協働することにより、生きることの包括的な支援に取り組んでいます。

自殺は、その多くが様々な社会的・経済的要因からの悩みが原因で追い詰められた末の死であり、誰にでも起こりうる危機と言えます。そのために、自殺対策は、保健・医療・福祉・教育・労働、その他関連施策が有機的に連携し、行政だけでなく、社会生活における様々な関係機関との力を合わせた取組が必要不可欠です。

【具体的な取組】

① 児童生徒を含めたすべての住民への自殺対策の教育と啓発の推進

- ・すべての住民が自らのこころを健康に保つとともに、不調に陥った場合や、周りの人の不調に気付いた場合に適切な対処が行えるよう、多様な媒体・手段を活用した普及啓発に努めます。
- ・学校などの教育機関と連携し、児童生徒が信頼できる大人に助けを求められる相談体制の充実に取り組みます。

② 自殺リスクを低下させるための支援

- ・生きることの包括的な支援を総合的に推進し、自殺未遂者や自死遺族に対する支援体制の充実に取り組みます。

③ 地域におけるネットワークの強化

- ・誰もが自殺に追い込まれることのない社会の実現に向けて、太子町自殺対策ネットワーク会議をはじめ、全庁的な連携体制を構築し、住民、地域、関係機関、事業主、学校などとのネットワークの強化を図ります。

成果指標	平成31年度	実績(令和6年度)	目標(令和12年度)
心の相談会「こころほぐしの会」の開催	6回	4回	6回

(11) その他の様々な人権課題

◎刑を終えて出所した人やその家族への人権侵害

刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強く、就職に際しての差別や住居の確保が困難であることなど、社会復帰をめざす人たちにとって、現実には極めて厳しい状況にあります。

刑を終えて出所した人が真に更生を果たし、社会の一員として円滑な生活を営めるよう、偏見や差別意識を解消するための啓発を行うことが必要です。

そのためには、家族、職場、地域社会など周囲の人々の理解と協力はもちろんのこと、国、府、関係機関などと連携を図りながら、社会復帰しやすい環境づくりを進めることが必要です。

◎犯罪被害者やその家族への人権侵害

犯罪被害者やその家族をめぐる問題として、命、身体、財産上の直接的な被害だけでなく、事件に遭ったことによる精神的ショック、失職・転職などによる経済的困窮、捜査や裁判の証人出廷などの過程における精神的・時間的負担、無責任なうわさ話やマスメディアなどによる行き過ぎた取材や報道によるストレス・不快感など、被害後に生じる二次的被害に苦しめられるなどの問題があります。

犯罪被害者やその家族などの人権が侵害されるケースは様々であり、今後も、国、府、警察、民間団体などと連携を図りながら、被害者のプライバシーの保護を基本とした犯罪被害者を支援する人権教育・啓発を進めていくとともに、犯罪被害者やその家族の人権問題に応じる相談体制を充実させる必要があります。

◎引きこもりに対する偏見や差別

引きこもりとは、仕事や学校に行かず、かつ、家族以外の人との交流をほとんどせず、6か月以上続けて自宅にこもっている状態のことを言い、引きこもりに至った要因とともにそれによって生じる生活困難が課題になります。その要因は、対人関係や進学への悩み、就労の困難さ、生活困窮など様々で、複数の要因が絡み合っている場合も多く、年齢や状況によっても多岐にわたっていますが、本人や家族が自分たちの責任と考え、社会的に孤立する傾向にあります。

近年は、80代の親が自宅に引きこもる50代のこどもの生活を支え、経済的にも精神的にも行き詰ってしまう8050問題が大きな社会問題となっています。

精神保健福祉分野だけでなく、教育、労働などの様々な分野における公的機関や民間支援団体などが協力・連携する包括的な支援体制の構築が必要です。同時に、引きこもり問題についての正しい知識の普及と、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進することが求められます。

◎アイヌの人々の人権

アイヌの人々は、明治以降の同化政策により、狩猟を禁止され、土地を奪われ、教育の場などでアイヌ語が教えられず、日本語を使うことを強制されるなどして、生活の基盤や独自の文化を失い、いわれのない差別を受けてきました。今もなお、アイヌの人々に対する誤った認識などから、差別や偏見は残されています。

令和元年5月に施行されたアイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律では、アイヌであることを理由とした差別などの禁止やアイヌ政策を実施するための支援措置などが定められています。アイヌの人々に対する正しい理解を深め、偏見や差別をなくしていくための啓発活動が必要です。

◎北朝鮮当局によって拉致された被害者などへの人権侵害

1970年代から1980年代にかけて、多くの日本人が不自然な形で消息を絶ちました。これらの事件の多くは、北朝鮮による拉致の疑いが持たれています。日本政府は、17名を拉致被害者として認定していますが、このほかにも拉致の可能性が排除できない人々、いわゆる特定失踪者が多数存在しています。北朝鮮による日本人拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権問題です。

平成18年6月、拉致問題に関する国民の認識を深めるとともに、国際社会と連携しながら実態を解明し、その抑止を図ることを目的とする、拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律が制定されました。拉致問題の解決には、幅広い国民各層及び国際社会の理解と支持が不可欠であり、その関心と認識を深めていくための取組が必要です。

◎ホームレスの人権

ホームレスの状態にある人は、家庭問題や人間関係、病気や精神疾患、倒産や失業など様々な要因により、特定の住居を持たずに路上（野宿）生活を余儀なくさせられています。ホームレスとなった人の中には衛生状況が悪い、十分な食事をとることができないなど、憲法で保障された健康で文化的な生活を送ることができない人もいます。また、嫌がらせや暴行を加えるなどの人権侵害も発生しています。

平成27年に施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業の実施により、全国的にホームレスの人数は減少傾向にあるといわれている半面、ネットカフェで寝泊まりしながら不安定就労に従事する若年者が増加しています。

ホームレスの人権について、住民が関心と正しい認識を持ち、理解を深めていくための啓発活動が必要となっています。

◎人身取引（性的サービスや労働の強要など）

人身取引は、暴力、脅迫、誘拐、詐欺などの強制的な手段により、女性や子どもをはじめとした弱い立場にある人々に対して性的搾取や強制的な労働、臓器の摘出などを行う犯罪です。

人身取引は、被害者に深刻な精神的・肉体的苦痛をもたらし、癒しがたい傷を負わせる重大な人権侵害であり、迅速な被害者の保護が求められています。さらなる被害者を生まないために、加害者や犯罪組織の取締りを強化するとともに、被害者が公的機関などに被害申告をしやすい環境を整備することが重要です。また、問題解決に向けて広く住民の関心を高める啓発活動が必要です。

◎震災などの災害に起因する人権問題

近年の大災害として、本町でも被害があった平成7年1月の阪神・淡路大震災、平成23年3月の東日本大震災、平成28年の熊本地震、平成29年の九州北部豪雨、平成30年の西日本豪雨と大阪府北部地震、令和6年の能登半島地震などがあります。

その中でも特に国内観測史上最大の津波の発生により、多くのいのちを奪い、壊滅的な被害をもたらした東日本大震災では、福島第一原子力発電所事故の発生が被害をより深刻なものとし、風評に基づく偏見や差別が今なお存在しています。

また、多くの人々が避難生活を余儀なくされている中で、被災者に対する人権問題が少なからず惹起しています。なかでも高齢者、障がいのある人、女性、子ども、性的マイノリティ、外国人などへの人権的な配慮不足が課題となっており、一人ひとりが被災者の状況を理解し、人権に配慮しながら支援していく意識啓発に取り組むことが必要です。

◎職業に対する偏見や差別

職業選択の自由はすべての人に保障されており、誰もが自由に自分の適性や能力に応じて職業を選ぶことができるものとされています。しかし、社会的差別との関わりや宗教的な理由のほか、「力仕事に従事しているから」「非正規社員だから」など、仕事の中身やその人のことを知らないにもかかわらず、特定の職業やその従事者に対する偏見や差別が存在しています。

就職は、人の生涯に大きな影響を及ぼすものであり、求人募集・採用選考にあたっては、求職者などの個人情報と適正に管理するとともに、差別のない公正な採用選考が行われる必要があります。あらゆる職業や働き方の違いを一人ひとりが理解・尊重し、偏見や差別を解消していくための教育・啓発に取り組むことが必要です。

1 推進プランの体制

(1) 実施体制

① 太子町人権協会との連携強化

人権啓発活動に取り組んでいる太子町人権協会を、人権尊重のまちづくりを推進していくための連携・協力団体として、育成・強化を図ります。

② 人権行政を担う職員の養成

大阪府が実施する大阪府人権総合講座などを活用し、計画的な人材養成に取り組みます。また、町職員の人権意識を高めるため、計画的な職員研修に取り組みます。

③ 庁内体制の整備

1) 太子町人権施策推進本部

人権施策の総合的な推進を図るため、町長を本部長とし、各部署の責任者で構成する太子町人権施策推進本部を定期的に開催し、全庁的な人権施策の推進を図ります。

2) 太子町人権施策推進本部幹事会

各部署の課長で構成する太子町人権施策推進本部幹事会を定期的に開催し、太子町人権施策推進本部の円滑な運営にあたります。

④ 太子町人権尊重のまちづくり審議会

太子町人権尊重のまちづくり条例に基づき設置している太子町人権尊重のまちづくり審議会を定期的に開催し、計画の進捗状況に関する審議や人権施策に関する様々な提言をいただきます。

(2) 国や大阪府などとの連携

国や大阪府、近隣自治体との連携を図り、人権教育や人権啓発、人権相談などを効果的に行うため、人権に関する研修会の実施や情報交換の機会の充実に努めます。

(3) 住民など多様な主体との連携

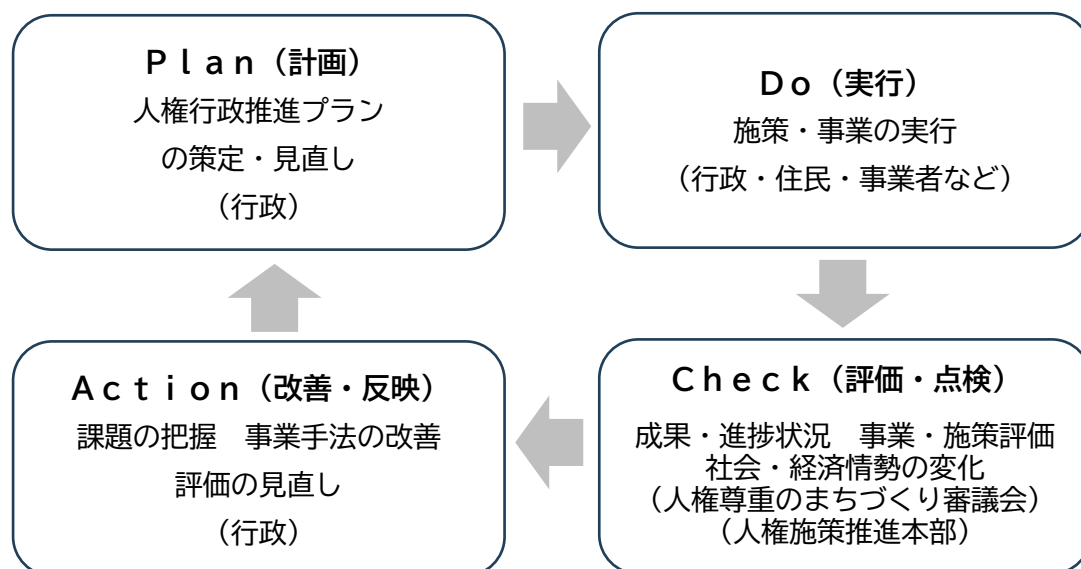
人権施策は町の主体性のもと、住民、NPO法人、事業者、各機関、団体などの多様な主体が、それぞれの役割と責任を自覚しつつ、互いに協力する参画と連携のもとで推進していきます。また、各主体の人権に関する活動への様々な支援を通じて、新たな協働体制やネットワーク化につなげるように努めます。

2 進行管理

計画の適切な進捗管理・評価を行うために、毎年、事業を所管する部署から、計画に基づく進捗状況を把握するとともに評価し、評価結果をもとに改善を図ります。計画期間中、社会情勢の変化に対応した新たな施策についても進捗状況の把握、進行管理の対象とします。評価・改善についてはPDCAサイクルの仕組みを取り入れた進行管理を行います。

なお、取組状況の評価については太子町人権施策推進本部で点検するとともに、太子町人権尊重のまちづくり審議会に報告し、意見をいただきます。

PDCAサイクルとは、計画を策定し（Plan）、これを実行に移し（Do）、その成果を点検し（Check）、これを踏まえて改善し（Action）、さらに次の計画へとつなげていく（Plan）ものです。



資料

1 用語解説

P. 1 P. 4 P. 13 P. 43	ヘイトスピーチ 特定の国の出身者であること又はその子孫であることのみを理由に、日本社会から追い出そうとしたり危害を加えようとするなどの一方的な内容の言動。
P. 1 P. 14 P. 21 P. 27 P. 45 P. 50	性的マイノリティ 生物学的な性（からだの性）と性の自己意識（こころの性）が一致しない人、性的指向（人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうのかを示す概念）が、同性や両性（男女両方）に向いている人など、社会的には少数派となる人たちのこと。性的マイノリティのカテゴリーを表す言葉の一つとして「LGBTQ」がある。
P. 2	こどもの貧困（子どもの貧困） 生まれ育った家庭や様々な事情により、健やかな成長に必要な生活環境や教育の機会が確保されていない子どもたちが存在する社会問題。毎日の衣食住に事欠く「絶対的貧困」とは異なり、日本の文化水準や生活水準と比較して困窮した状態である「相対的貧困」により、見えにくい問題となっている。
P. 2 P. 14 P. 46	ハンセン病 らい菌が主に皮膚と末梢神経を侵す慢性の感染症。1873（明治6）年ノルウェーのアルマウエル・ハンセン医師が「らい菌（細菌）」を発見したことから、「ハンセン病」と呼ばれている。
P. 2 P. 29	エンパワメント 本人が本来持っている潜在能力を引き出し、判断力や自己決定力、行動力などが発揮できるようになること。
P. 2 P. 36	男女共同参画社会 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会のこと。
P. 3	地域共生社会 社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を越えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を越えつながら、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。
P. 3 P. 45	ジェンダーアイデンティティ 自分のジェンダーをどのように認識しているかを表す概念。
P. 3 P. 4 P. 45	性的指向 人の恋愛・性愛がどのような対象に向かうのかを示すもの。具体的には、対象が異性に向かう異性愛（ヘテロセクシュアル）、同性に向かう同性愛（ホモセクシュアル）、男女両方に向かう両性愛（バイセクシュアル）を指す。
P. 3 P. 14 P. 17 P. 44	パワーハラスメント 職場において行われる①優越的な関係を背景とした言動であって、②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、③労働者の就業環境が害されるものであり、①～③までの要素をすべて満たすもの。
P. 3 P. 39	認知症 一度獲得した知能が、後天的に脳や身体疾患を原因として慢性的に低下をきたした状態で、社会生活、家庭生活に影響を及ぼす状態と定義されている。
P. 15 P. 45	LGBTQ セクシュアリティを表すアルファベットの頭文字を綴った言葉。L＝レズビアン（自分を女性と自認し、女性を好きになる人）G＝ゲイ（自分を男性と自認し、男性を好きになる人）B＝バイセクシュアル（女性を好きになることもあれば、男性を好きになることもある人）T＝トランスジェンダー（生まれた時の法的・社会的性別とは違う性別で生きることが望む人）Q＝クエスチョニング（自分の性別が分からない、決めていない人）を表している。

P. 20	地域コミュニティ活動 町会・自治会をはじめ、老人会や婦人会、子ども会、地域づくり団体などの様々な団体や、住民同士の集まりが、地域をより良くするために活動を行うこと。
P. 20	ヤングケアラー 本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども・若者のこと。
P. 20 P. 37	インクルーシブ教育 こどもたち一人ひとりが多様であることを前提に、障がいの有無にかかわらず、自分に合った配慮を受けながら、地域の通常学級で学べることをめざす教育理念と実践プロセスのこと。
P. 21 P. 31	SNS ソーシャル・ネットワーキング・サービス (Social Networking Service) の略。人と人とのつながりを促進・支援する、コミュニティ型の Web サイト及びネットサービスのこと。
P. 22 P. 23 P. 29 P. 34 P. 52	NPO法人 Non-Profit Organization の略。民間の非営利組織で、ボランティア団体などの市民活動団体や公益を目的とした公益法人、社会福祉法人、医療法人、福祉公社などの営利を目的としない団体。
P. 23 P. 34 P. 36	重層的支援体制 地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、市町村が「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する、包括的な支援体制のこと。
P. 31	ネットリテラシー インターネット上の情報を適切に判断し、安全かつ効果的に利用する能力を指す。
P. 31	情報モラル インターネットや SNS を安全かつ適切に利用するために必要な道徳やマナー、考え方や態度のこと。
P. 31 P. 32	インターネットモニタリング インターネット上の人権侵害につながる書き込みや差別的な表現を監視し、早期発見と拡散防止を目指す取り組みのこと。
P. 34	スクールカウンセラー 児童・生徒、保護者、教員の相談窓口として問題の解決にあたり、主に相談を中心として、心理面のサポートを行う専門職。
P. 34	スクールソーシャルワーカー 教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有する専門職。日常生活の悩み、いじめ、暴力行為、虐待などの問題に対し、児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関などとのネットワークの構築など多様な支援方法を用いて、児童・生徒が自らの力で問題の解決を図れるように支援する。
P. 34	こども家庭センター こどもや子育て世帯、妊産婦を対象に、医療・福祉・保育・教育など多方面から継続的かつ一体的な支援を行う施設で、母子保健機能と児童福祉機能を統合し、切れ目のない支援を提供することを目的としている。
P. 34 P. 39 P. 40	民生委員児童委員 民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱され、地域の人々の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める人。児童福祉法による児童委員も兼ねており、児童の福祉に関する相談にも応じる。
P. 35	ワーク・ライフ・バランス 仕事と生活の調和。国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
P. 36	配偶者・パートナーからの暴力(DV) 夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力。身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれる。
P. 37	ユニバーサルデザイン 年齢、性別、文化の違い、障がいの有無によらず、誰にとってもわかりやすく、使いやすい設計のこと。
P. 37	合理的配慮 障がいのある人が日常生活や社会生活で受ける様々な制限をもたらす原因となる社会的障壁を取り除くため、その実施に伴う負担が過重でない場合に、障がいのある人に対し、個別の状況に応じて行われる配慮のこと。
P. 37 P. 38	権利擁護 判断能力が十分でない人の意思決定を援助し、不利益がないように支援を行うこと。社会福祉法においては、福祉サービス利用援助事業（日常生活自立支援事業）、苦情解決、運営適正化委員会などが規定されている。また、民法では成年後見制度が規定されている。

P. 37	福祉的就労 心身に障がいがあり、一般企業で働くことが難しい場合などに福祉サービスを受けながら働く働き方のこと。福祉的就労では、一人ひとりの状況に合った、働くスキル向上のための支援を受けながら活動を行う。
P. 39 P. 40	地域包括支援センター 地域における高齢者の心身の健康保持や生活の安定のために必要な援助を行うことを目的として設置。主な業務は、①包括的支援事業（介護予防ケアマネジメント業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）、②介護予防支援、③要介護状態などになるおそれのある高齢者の把握などで、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員などの専門職が配置されている。
P. 39	はーと・ほっと相談室 生活困窮者自立支援法に基づき設置された自立相談支援機関のこと。収入が不安定であり、家賃や税金を滞納している、借金があり、生活に困窮している、家族が病気やひきこもりのため仕事ができない、心身に不調があり就職が困難であるなど、生活に困っている人の自立に向けた相談を行っている。
P. 40	安心太子見守りネットワーク 民生委員をはじめとする地域の中で見守りにかかわる人たちによる声かけや見守りで、誰もが安心して暮らせるまちづくりのひとつとして、在宅生活の不安感を軽減し、地域で支え合える環境を作るための活動。
P. 41 P. 42	えせ同和行爲 部落差別（同和問題）に対する人々の誤った認識や恐れを利用し、企業や個人、官公署などに対し、不当な利益や義務のないことを要求する行爲。
P. 43	ハイトクライム 人種、民族、宗教、障がい、言語、国籍、性別、性的指向など、特定の属性を持つ個人や集団に対する偏見や憎悪が動機となって引き起こされる犯罪行爲。
P. 43	排外主義 異なる人種や国籍、文化を持つ人々に対して敵対的な態度を取り、拒絶しようとする考え方や立場のこと。
P. 43	多文化教育 アメリカの少数民族の公民権運動・文化活性化運動と結合した新しい教育運動から発展したもの。マイノリティの視点を持ち、社会的公正の立場から多様な人種や民族、文化集団の共存・共生をめざす教育理念であり、その実現に向けた教育実践のこと。
P. 43	ダイバーシティ 組織や集団において、年齢、性別、国籍、人種、宗教、価値観、性的指向、障がいの有無など、多様な属性やバックグラウンドを持つ人々が共に存在し、それぞれの個性を尊重し合うこと。
P. 44	セクシュアル・ハラスメント 優位な力関係を背景に、相手の意に反して行われる性的な言動。
P. 44	マタニティ・ハラスメント 働く女性が、妊娠・出産をきっかけに、職場で、精神的・肉体的な嫌がらせを受けたり、妊娠・出産を理由とした解雇や自主退職の強要で、不利益を被ったりするなどの不当な扱いを受けること。
P. 48	8050 問題 「はちまる・ごーまる」問題。80歳代の親が働いていない独身の50歳代の子と同居し、経済面を含めた支援を行うなどの生活問題。
P. 49	同化政策 支配的な文化集団が、弱小な異文化集団に対し、自らの文化や伝統を受け入れるよう強制する政策。

2 法令・条約・計画などについての解説

P. 1 P. 3 P. 37	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法） 平成28年施行。障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項や、国の行政機関、地方公共団体及び民間事業者における障がいを理由とする差別を解消するための措置などについて定めている。すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現につなげることを目的としている。
P. 1 P. 3	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ハイトスピーチ解消法） 平成28年6月に施行。本邦外出身者に対する不当な差別的言動は許されないことを宣言している。また、その解消にむけた取組について、相談体制の整備、教育の充実、啓発活動などを実施することが定められている。
P. 1 P. 3 P. 41	部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法） 部落差別のない社会を実現することを目的として、平成28年12月に施行された。相談体制の充実、教育及び啓発の実施、部落差別の実態に係る調査などに取り組むことが定められている。
P. 2	世界人権宣言 人権及び自由を尊重し確保するために、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を宣言したものであり、人権の歴史において重要な地位を占めている。1948（昭和23）年12月10日に第3回国連総会において採択された。なお、1950（昭和25）年の第5回国連総会において、毎年12月10日を「人権デー」として、世界中で記念行事を行うことが決議された。
P. 2	あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約） 人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策などを、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とする。1965（昭和40）年の第20回国連総会において採択され、1969（昭和44）年に発効。日本は1995（平成7）年に加入した。
P. 2	国際人権規約 世界人権宣言の内容をより細かく定め、条約にしたもの。1908（昭和41）年12月に第21回国連総会で採択され、1976（昭和51）年に発効した。日本は1979（昭和54）年に批准している。国際人権規約は条約のため拘束力があり、人権に関する様々な条約の基本となっている。
P. 2	女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約） 1979（昭和54）年12月、第34回国連総会において採択され、1981（昭和56）年に発効。日本の批准は1985（昭和60）年。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。
P. 2 P. 33	児童の権利に関する条約（子どもの権利条約） 子どもの基本的人権を国際的に保障するために定められた条約。18歳未満の児童（子ども）を権利をもつ主体と位置づけ、おとなと同様ひとりの人間としての人権を認めるとともに、成長の過程で特別な保護や配慮が必要な子どもならではの権利も定めている。1989（平成元）年の国連総会において採択され、1990（平成2）年に発効、日本は1994（平成6）年に批准した。
P. 2 P. 3	人権教育のための世界計画 人権教育プログラムの実施を促進するため、第1・第2・第3と連続したフェーズからなる「行動計画」。「人権教育のための国連10年」の終了を受け、世界的規模で人権教育をさらに発展させるために2005（平成17）年1月11日に開始された。
P. 2	障害者の権利に関する条約（障害者権利条約） 障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置などを規定している。2006（平成18）年に国連総会で条約が採択され、日本は2014（平成26）年1月に締約している。
P. 2	男女共同参画社会基本法 男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として平成11年に公布、施行されたもの。
P. 2	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律 人権の擁護を図るために、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国・地方公共団体及び国民の責務を明らかにし、必要な措置を定めた法律。平成12年制定。
P. 2	人権教育・啓発に関する基本計画 「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、人権教育・啓発を総合的かつ計画的に推進するため、平成14年3月に策定された計画。策定方針や構成を明らかにするとともに、国の人権教育・啓発の現状、基本的な在り方や推進の方策について述べている。

P. 2	犯罪被害者等基本法 平成17年4月に施行。「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する」ことを基本理念としている。
P. 2 P. 47	自殺対策基本法 自殺の予防と防止、その家族の支援の充実のために制定された法律。平成18年10月施行。この背景には、平成12年以降自殺者数が毎年約3万人を超えている（警察庁統計資料による）現状がある。
P. 2	高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法） 平成18年4月に施行。高齢者虐待の防止、被虐待者の保護だけでなく、虐待をしている養護者への支援も法律に位置付けられている。「高齢者虐待」には「身体的虐待」「介護・世話の放棄・放任」「心理的虐待」「性的虐待」「経済的虐待」が規定されている。
P. 2	障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法） 平成24年10月施行。障がい者に対する虐待の禁止、予防及び早期発見その他の国などの責務、虐待を受けた障がい者に対する保護及び自立支援のための措置、養護者に対する支援のための措置などが定められている。虐待行為には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待、経済的虐待がある。
P. 2	子どもの貧困対策の推進に関する法律 子どもの将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26年1月に施行された。さらに、令和元年6月に同法が改正され、子どもの「将来」だけでなく「現在」の生活などに向けても子どもの貧困対策を総合的に推進することなど、法律の目的・基本理念が充実された。また、教育の支援については、教育の機会均等が図られるべき趣旨が明確化された。
P. 3 P. 8	SDGs(持続可能な開発目標) 2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標のこと。17のゴール・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」ことを誓っている。
P. 3	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法） 少子高齢化により将来的な労働力の減少が予想される中で、「働きたい女性が活躍できる労働環境の整備を企業に義務付けることで、女性が働きやすい社会を実現すること」を目的として、平成28年4月に10年間の時限立法として施行された。
P. 3 P. 49	アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律 「目的」の条文中に「先住民族であるアイヌの人々」と記載して先住民族としての認識を示し、アイヌの人々が民族として誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会の実現をめざす。令和元年5月に施行。
P. 3	日本語教育の推進に関する法律(日本語教育推進法) 日本に居住する外国人が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができる環境を整備し、多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現・諸外国との交流の促進並びに友好関係の維持発展に寄与することを目的として、令和元年6月に施行された。
P. 3	社会福祉法 福祉サービスの利用者の利益を保護し、地域福祉の推進を図るとともに、社会福祉を目的とする事業の健全な発展を促し、社会福祉全体の増進に貢献することを目的としている。
P. 3	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法） 平成12年11月に施行。それまでの児童福祉法にも盛り込まれていた通告の義務、立ち入り調査、一時保護、家庭裁判所への申し立てがより有効に行われるようになった。この法律によってはじめて、児童虐待とは身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待の四種類であると定義された。
P. 3	労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(パワーハラスメント防止法) 職場におけるパワーハラスメントの基準が定められるとともに、事業主及び労働者の責務が明確化され、パワーハラスメント防止のための措置が義務化された。
P. 3 P. 33	こども基本法 日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神に基づき、全てのこどもが将来にわたって幸福な生活を送れる社会の実現をめざし、こども政策を総合的に推進するための法律であり、令和5年4月に施行。
P. 3	性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律 全ての国民が、その性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現をめざし、性的指向とジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する施策を推進することも目的とし、令和5年6月に施行。
P. 3 P. 4 P. 5	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律 女性が日常生活や社会生活を送る上で直面する様々な困難な問題に対し、包括的な支援を提供し、女性の人権を尊重し、自立して安心して暮らせる社会の実現をめざす法律で、令和6年4月に施行。

P.3	<p>特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律 特定電気通信による情報の流通（SNS、掲示板の書き込みなど）によって権利の侵害があった場合について、プラットフォーム事業者（プロバイダ、サーバの管理・運営者などを含む）の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者などに対して、発信者情報の開示を請求する権利や発信者情報開示命令事件に関する裁判手続き、大規模プラットフォーム事業者への削除対応の迅速化及び運用状況の透明化の義務を定めた法律で、令和7年4月に施行。</p>
P.3	<p>人権教育・啓発に関する基本計画（第二次） 人権教育及び人権啓発に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和7年6月に閣議決定され、人権をめぐる社会経済情勢の変化や国際的潮流の動向を踏まえ、各人権課題の解決に向けた施策のさらなる推進を図ることを目的としている。</p>
P.4	<p>大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例 インターネット上の誹謗中傷や差別による人権侵害を防止し、府民が加害者にも被害者にもならない社会をめざすために、令和4年4月に施行された条例。この条例は、インターネット上の不当な差別的言動に対し、大阪府がプロバイダ事業者への削除要請や、発信者への説示・助言を行う際の根拠を定めている。</p>
P.4	<p>差別のない社会づくりのためのガイドライン 国が定めた基本方針を参考に、障がいや理由とする差別について府民の関心と理解を深めるために作成されている。何が差別に当たるのか、合理的配慮としてどのような対応が望ましいのかなどについて、基本的な考え方をわかりやすく示し、事例などを盛り込むことで、府民がより具体的なイメージをもてることをめざしている。</p>

3 太子町人権に関する住民意識調査 調査概要

(1) 調査目的

令和3年3月に策定した第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランのうち、人権行政推進プランの計画期間が令和7年度をもって終了することから、社会情勢の変化などを踏まえた内容に見直し、人権施策を推進していくため、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版を策定するための基礎資料とすることを目的としています。

(2) 調査方法

① 調査対象者

無作為に抽出した16歳以上の太子町住民1,000人

②調査方法

郵送による配布・回収及びWEBによる回答

③調査期間

令和7年6月27日～令和7年7月18日

④回収状況

配布数：1000件

有効回収数：328件

回収率：32.8%

(3) 調査結果(集計表)

太子町人権に関する住民意識調査

問1 あなたは、「人権」についてふだんどのように意識していますか。もっともあてはまると思う番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
非常に大切なことだと認識している	127	38.7
大切なことだとは思いますが、普段はあまり意識していない	166	50.6
ほとんど意識したことがない	16	4.9
自分には関係がないと思っている	1	0.3
「人権」という言葉を聞くとやっかいなものと感じる	6	1.8
その他	1	0.3
無回答	11	3.4

問2 あなたの性別について、あなたの思う番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
男	130	39.6
女	195	59.5
その他	-	-
無回答	3	0.9

問3 令和7年6月1日現在のあなたの年齢をお答えください。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
20歳未満	9	2.7
20～29歳	24	7.3
30～39歳	20	6.1
40～49歳	28	8.5
50～59歳	58	17.7
60～69歳	64	19.5
70～79歳	87	26.5
80歳以上	36	11.0
無回答	2	0.6

問4 あなたの職業等について、もっともあてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
民間企業・団体等の経営者・役員等	13	4.0
常時雇用されている従業者（公務員・教員）	12	3.7
常時雇用されている従業者（民間企業・団体等）	69	21.0
常時雇用されていない従業者（臨時雇用・パート・アルバイトなど）	52	15.9
自営業、自由業（個人事業主など、さまざまな専門技術職や家族従業者を含む）	13	4.0
専業主婦・主夫	74	22.6
学生	20	6.1
その他	5	1.5
無職	67	20.4
無回答	3	0.9

問5 あなたは、職場や学校などで、人権に関して学んだ経験はありますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
ある	245	74.7
ない	76	23.2
その他	2	0.6
無回答	5	1.5

問5-1 「問5」で「ある」と答えた方におたずねします。人権に関してどこで学びましたか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	245	100.0
小学校	128	52.2
中学校	162	66.1
高等学校	111	45.3
大学、短期大学	36	14.7
職場	93	38.0
その他	10	4.1
無回答	2	0.8

問6 あなたは、次の人権課題について知っていますか。知っているものに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
女性の人権（性犯罪、性暴力、DV、ハラスメントなど）	298	90.9
子どもの人権（いじめ、児童虐待、体罰、性被害など）	297	90.5
高齢者の人権	248	75.6
障がいのある人の人権	277	84.5
部落差別（同和問題）	280	85.4
外国人の人権	228	69.5
ヘイトスピーチについて	206	62.8
無回答	16	4.9

また、それをどのようなきっかけで知りましたか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

(1) 女性の人権（性犯罪、性暴力、DV、ハラスメントなど）

カテゴリ	件数	割合
全 体	298	100.0
家族・親戚	28	9.4
友人・知人	22	7.4
新聞・テレビ・ラジオ	227	76.2
インターネット	86	28.9
学校教育	67	22.5
行政の情報（広報など）	50	16.8
職場	73	24.5
地域社会	22	7.4
無回答	13	4.4

(2) 子どもの人権（いじめ、児童虐待、体罰、性被害など）

カテゴリ	件数	割合
全 体	297	100.0
家族・親戚	36	12.1
友人・知人	28	9.4
新聞・テレビ・ラジオ	219	73.7
インターネット	86	29.0
学校教育	100	33.7
行政の情報（広報など）	48	16.2
職場	45	15.2
地域社会	19	6.4
無回答	15	5.1

(3) 高齢者の人権

カテゴリ	件数	割合
全 体	248	100.0
家族・親戚	21	8.5
友人・知人	16	6.5
新聞・テレビ・ラジオ	165	66.5
インターネット	57	23.0
学校教育	34	13.7
行政の情報（広報など）	44	17.7
職場	43	17.3
地域社会	39	15.7
無回答	12	4.8

(4) 障がいのある人の人権

カテゴリ	件数	割合
全 体	277	100.0
家族・親戚	38	13.7
友人・知人	31	11.2
新聞・テレビ・ラジオ	175	63.2
インターネット	66	23.8
学校教育	92	33.2
行政の情報（広報など）	49	17.7
職場	59	21.3
地域社会	36	13.0
無回答	13	4.7

(5) 部落差別（同和問題）

カテゴリ	件数	割合
全 体	280	100.0
家族・親戚	50	17.9
友人・知人	34	12.1
新聞・テレビ・ラジオ	94	33.6
インターネット	28	10.0
学校教育	159	56.8
行政の情報（広報など）	40	14.3
職場	45	16.1
地域社会	42	15.0
無回答	13	4.6

(6) 外国人の人権

カテゴリ	件数	割合
全 体	228	100.0
家族・親戚	15	6.6
友人・知人	14	6.1
新聞・テレビ・ラジオ	160	70.2
インターネット	63	27.6
学校教育	44	19.3
行政の情報（広報など）	28	12.3
職場	30	13.2
地域社会	20	8.8
無回答	10	4.4

(7) ハイトスピーチについて

カテゴリ	件数	割合
全 体	206	100.0
家族・親戚	7	3.4
友人・知人	8	3.9
新聞・テレビ・ラジオ	153	74.3
インターネット	64	31.1
学校教育	29	14.1
行政の情報（広報など）	22	10.7
職場	21	10.2
地域社会	14	6.8
無回答	6	2.9

問6-1 「問6」の設問の(1)～(7)うち、特に対応すべき人権課題はどれだと思いますか。該当するものを2つまで選んでください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
女性の人権（性犯罪、性暴力、DV、ハラスメントなど）	166	50.6
子どもの人権（いじめ、児童虐待、体罰、性被害など）	216	65.9
高齢者の人権	33	10.1
障がいのある人の人権	91	27.7
部落差別（同和問題）	21	6.4
外国人の人権	10	3.0
ハイトスピーチについて	15	4.6
無回答	40	12.2

問7 あなたは、次の考え方に対してどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いと思う番号に○をそれぞれ1つつつけてください。

(1) 夫婦の間であっても、暴力をふるうことは許されない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	299	91.2
ややそう思う	12	3.7
どちらともいえない	6	1.8
あまりそう思わない	-	-
そう思わない	1	0.3
無回答	10	3.0

(2) 親の世話や介護は、女性の役割である。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	3	0.9
ややそう思う	14	4.3
どちらともいえない	46	14.0
あまりそう思わない	46	14.0
そう思わない	207	63.1
無回答	12	3.7

(3) 採用や昇進など、職場での男女の待遇の違いはやむを得ない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	12	3.7
ややそう思う	47	14.3
どちらともいえない	75	22.9
あまりそう思わない	42	12.8
そう思わない	138	42.1
無回答	14	4.3

(4) いじめは、いじめられる側にも問題がある。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	11	3.4
ややそう思う	43	13.1
どちらともいえない	102	31.1
あまりそう思わない	51	15.5
そう思わない	107	32.6
無回答	14	4.3

(5) 子どもは、保護者や大人の意見に従えばよい。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	9	2.7
ややそう思う	15	4.6
どちらともいえない	72	22.0
あまりそう思わない	76	23.2
そう思わない	144	43.9
無回答	12	3.7

(6) 高齢者は、あまり自己主張せず、家族やまわりの人の言うことを聞いた方がよい。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	14	4.3
ややそう思う	43	13.1
どちらともいえない	85	25.9
あまりそう思わない	67	20.4
そう思わない	106	32.3
無回答	13	4.0

(7) 働く意欲や能力がある高齢者の雇用や待遇が十分に保障されていないのはおかしい。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	123	37.5
ややそう思う	115	35.1
どちらともいえない	50	15.2
あまりそう思わない	15	4.6
そう思わない	9	2.7
無回答	16	4.9

(8) 障がいのある人が社会参加しやすくするために、地域住民が交流する機会を増やすべきだ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	111	33.8
ややそう思う	124	37.8
どちらともいえない	61	18.6
あまりそう思わない	8	2.4
そう思わない	7	2.1
無回答	17	5.2

(9) 障がいのある人は、自分の行動について、自分で選択や決定する機会が制限されても仕方がない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	10	3.0
ややそう思う	39	11.9
どちらともいえない	85	25.9
あまりそう思わない	78	23.8
そう思わない	101	30.8
無回答	15	4.6

(10) 部落差別（同和問題）は、過去にはあったが、今は存在しない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	26	7.9
ややそう思う	51	15.5
どちらともいえない	102	31.1
あまりそう思わない	64	19.5
そう思わない	68	20.7
無回答	17	5.2

(11) 自分の身内が同和地区出身者と結婚することには反対する。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	17	5.2
ややそう思う	39	11.9
どちらともいえない	114	34.8
あまりそう思わない	52	15.9
そう思わない	87	26.5
無回答	19	5.8

(12) 外国人は、賃貸住宅などの入居を断られても仕方がない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	9	2.7
ややそう思う	37	11.3
どちらともいえない	106	32.3
あまりそう思わない	73	22.3
そう思わない	88	26.8
無回答	15	4.6

(13) 外国の生活習慣や文化などへの理解が欠けており、地域社会の受入れが十分でない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	35	10.7
ややそう思う	93	28.4
どちらともいえない	127	38.7
あまりそう思わない	42	12.8
そう思わない	13	4.0
無回答	18	5.5

問8 あなたは、次の人権課題について知っていますか。知っているものに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
ハンセン病回復者への人権侵害	220	67.1
刑を終えて出所した人への人権侵害	230	70.1
犯罪被害者等への人権侵害	232	70.7
インターネット上の人権侵害	259	79.0
性的マイノリティへの人権侵害	243	74.1
自殺や自死遺族に対する偏見や差別	199	60.7
パワーハラスメントについて	280	85.4
引きこもりに対する偏見や差別	246	75.0
無回答	23	7.0

また、それをどのようなきっかけで知りましたか。あてはまる番号全てに○をつけてください。

(1) ハンセン病回復者への人権侵害

カテゴリ	件数	割合
全 体	220	100.0
家族・親戚	6	2.7
友人・知人	5	2.3
新聞・テレビ・ラジオ	176	80.0
インターネット	36	16.4
学校教育	39	17.7
行政の情報（広報など）	13	5.9
職場	14	6.4
地域社会	14	6.4
無回答	5	2.3

(2) 刑を終えて出所した人への人権侵害

カテゴリ	件数	割合
全 体	230	100.0
家族・親戚	3	1.3
友人・知人	4	1.7
新聞・テレビ・ラジオ	192	83.5
インターネット	50	21.7
学校教育	8	3.5
行政の情報（広報など）	8	3.5
職場	14	6.1
地域社会	13	5.7
無回答	5	2.2

(3) 犯罪被害者等への人権侵害

カテゴリ	件数	割合
全 体	232	100.0
家族・親戚	3	1.3
友人・知人	3	1.3
新聞・テレビ・ラジオ	197	84.9
インターネット	66	28.4
学校教育	7	3.0
行政の情報（広報など）	8	3.4
職場	11	4.7
地域社会	8	3.4
無回答	4	1.7

(4) インターネット上の人権侵害

カテゴリ	件数	割合
全 体	259	100.0
家族・親戚	5	1.9
友人・知人	4	1.5
新聞・テレビ・ラジオ	205	79.2
インターネット	115	44.4
学校教育	11	4.2
行政の情報（広報など）	10	3.9
職場	15	5.8
地域社会	6	2.3
無回答	8	3.1

(5) 性的マイノリティへの人権侵害

カテゴリ	件数	割合
全 体	243	100.0
家族・親戚	5	2.1
友人・知人	14	5.8
新聞・テレビ・ラジオ	198	81.5
インターネット	81	33.3
学校教育	14	5.8
行政の情報（広報など）	12	4.9
職場	25	10.3
地域社会	14	5.8
無回答	4	1.6

(6) 自殺や自死遺族に対する偏見や差別

カテゴリ	件数	割合
全 体	199	100.0
家族・親戚	12	6.0
友人・知人	8	4.0
新聞・テレビ・ラジオ	158	79.4
インターネット	62	31.2
学校教育	9	4.5
行政の情報（広報など）	5	2.5
職場	7	3.5
地域社会	14	7.0
無回答	5	2.5

(7) パワーハラスメントについて

カテゴリ	件数	割合
全 体	280	100.0
家族・親戚	14	5.0
友人・知人	21	7.5
新聞・テレビ・ラジオ	211	75.4
インターネット	88	31.4
学校教育	18	6.4
行政の情報（広報など）	16	5.7
職場	89	31.8
地域社会	17	6.1
無回答	11	3.9

(8) 引きこもりに対する偏見や差別

カテゴリ	件数	割合
全 体	246	100.0
家族・親戚	16	6.5
友人・知人	23	9.3
新聞・テレビ・ラジオ	198	80.5
インターネット	78	31.7
学校教育	23	9.3
行政の情報（広報など）	13	5.3
職場	20	8.1
地域社会	17	6.9
無回答	7	2.8

問9 あなたは、次の考え方に対してどのように思いますか。あなたの考えにもっとも近いと思う番号に○をそれぞれ1つずつつけてください。

(1) ハンセン病回復者とは、一緒に食事や入浴をしない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	9	2.7
ややそう思う	25	7.6
どちらともいえない	107	32.6
あまりそう思わない	73	22.3
そう思わない	93	28.4
無回答	21	6.4

(2) 刑を終えて出所した人に対して、雇用や関わりを避ける。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	22	6.7
ややそう思う	55	16.8
どちらともいえない	121	36.9
あまりそう思わない	64	19.5
そう思わない	50	15.2
無回答	16	4.9

(3) 犯罪被害者やその家族が、捜査や刑事裁判で精神的負担を受けないように保護するべきだ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	183	55.8
ややそう思う	77	23.5
どちらともいえない	35	10.7
あまりそう思わない	2	0.6
そう思わない	11	3.4
無回答	20	6.1

(4) 子どもたちの間で、インターネットやSNSを利用したいじめが起こっている。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	161	49.1
ややそう思う	92	28.0
どちらともいえない	39	11.9
あまりそう思わない	10	3.0
そう思わない	7	2.1
無回答	19	5.8

(5) インターネット上は、誰もが自由に書き込める場なので、他人の誹謗中傷を書き込んでも問題はない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	4	1.2
ややそう思う	1	0.3
どちらともいえない	8	2.4
あまりそう思わない	15	4.6
そう思わない	284	86.6
無回答	16	4.9

(6) インターネット上の人権侵害に対して行政は対応すべき・取り組むべきだ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	188	57.3
ややそう思う	65	19.8
どちらともいえない	36	11.0
あまりそう思わない	8	2.4
そう思わない	13	4.0
無回答	18	5.5

(7) 結婚は、男性と男性、女性と女性などでも認められるべきだ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	76	23.2
ややそう思う	55	16.8
どちらともいえない	94	28.7
あまりそう思わない	35	10.7
そう思わない	54	16.5
無回答	14	4.3

(8) 家族から、LGBTQなどの性的マイノリティであることを打ち明けられても、意思を尊重し、変わりなく受け入れられる。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	93	28.4
ややそう思う	75	22.9
どちらともいえない	97	29.6
あまりそう思わない	19	5.8
そう思わない	21	6.4
無回答	23	7.0

(9) 自殺の多くは、社会的に追い込まれた末の死である。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	48	14.6
ややそう思う	66	20.1
どちらともいえない	133	40.5
あまりそう思わない	31	9.5
そう思わない	34	10.4
無回答	16	4.9

(10) 人前で部下を長時間にわたり大声で叱るのはハラスメントだ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	262	79.9
ややそう思う	34	10.4
どちらともいえない	13	4.0
あまりそう思わない	4	1.2
そう思わない	2	0.6
無回答	13	4.0

(11) 引きこもりの状態になるのは、本人や家族の責任だ。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	12	3.7
ややそう思う	42	12.8
どちらともいえない	121	36.9
あまりそう思わない	49	14.9
そう思わない	90	27.4
無回答	14	4.3

問10 あなたは、今の社会について、次のような意見に対し、どのように思いますか。あなたの考えに近い番号に○をそれぞれ1つずつつけてください。

(1) 努力しない人を社会が面倒を見るのはおかしい。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	68	20.7
ややそう思う	100	30.5
どちらともいえない	107	32.6
あまりそう思わない	30	9.1
そう思わない	16	4.9
無回答	7	2.1

(2) 貧困はその人の責任だから、救う必要はない。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	6	1.8
ややそう思う	13	4.0
どちらともいえない	129	39.3
あまりそう思わない	77	23.5
そう思わない	96	29.3
無回答	7	2.1

(3) 人権尊重が叫ばれる一方で、権利のみを主張して、他人の迷惑を考えない人が増えてきた。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	107	32.6
ややそう思う	130	39.6
どちらともいえない	68	20.7
あまりそう思わない	9	2.7
そう思わない	4	1.2
無回答	10	3.0

問11 あなたは、次の人権に関する法律や条例等をどれくらい知っていますか。あてはまるものに○をつけてください。

(1) 世界人権宣言

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	42	12.8
名前は知っている	197	60.1
知らない	71	21.6
無回答	18	5.5

(2) 国際人権規約

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	20	6.1
名前は知っている	156	47.6
知らない	129	39.3
無回答	23	7.0

(3) 日本国憲法

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	143	43.6
名前は知っている	158	48.2
知らない	11	3.4
無回答	16	4.9

(4) 障害者差別解消法（障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	43	13.1
名前は知っている	110	33.5
知らない	154	47.0
無回答	21	6.4

(5) ヘイトスピーチ解消法（本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	19	5.8
名前は知っている	133	40.5
知らない	155	47.3
無回答	21	6.4

(6) 部落差別解消推進法（部落差別の解消の推進に関する法律）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	36	11.0
名前は知っている	136	41.5
知らない	136	41.5
無回答	20	6.1

(7) 大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	21	6.4
名前は知っている	77	23.5
知らない	207	63.1
無回答	23	7.0

(8) 大阪府人権尊重の社会づくり条例

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	17	5.2
名前は知っている	77	23.5
知らない	208	63.4
無回答	26	7.9

(9) 大阪府性の多様性理解増進条例（大阪府性的指向及び性自認の多様性に関する府民の理解の増進に関する条例）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	10	3.0
名前は知っている	54	16.5
知らない	238	72.6
無回答	26	7.9

(10) 大阪府ヘイトスピーチ解消推進条例（大阪府人種又は民族を理由とする不当な差別的言動の解消の推進に関する条例）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	11	3.4
名前は知っている	68	20.7
知らない	223	68.0
無回答	26	7.9

(11) 大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	12	3.7
名前は知っている	83	25.3
知らない	208	63.4
無回答	25	7.6

問12 あなたは、太子町や太子町人権協会が行う人権に関する事業等について、どれくらい知っていますか。あてはまるものに○をつけてください。これら以外にあれば、「その他」にご記入ください。

(1) 太子町人権尊重のまちづくり条例

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	17	5.2
名前は知っている	104	31.7
知らない	185	56.4
無回答	22	6.7

(2) 太子町人権行政基本方針

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	11	3.4
名前は知っている	82	25.0
知らない	211	64.3
無回答	24	7.3

(3) 太子町人権行政推進プラン

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	11	3.4
名前は知っている	73	22.3
知らない	219	66.8
無回答	25	7.6

(4) 太子町男女共同参画推進条例

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	12	3.7
名前は知っている	85	25.9
知らない	208	63.4
無回答	23	7.0

(5) 太子町男女共同参画推進計画

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	13	4.0
名前は知っている	81	24.7
知らない	208	63.4
無回答	26	7.9

(6) 太子町住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知等制度

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	24	7.3
名前は知っている	63	19.2
知らない	212	64.6
無回答	29	8.8

(7) 人権相談（人権擁護委員による特設人権相談を含む）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	29	8.8
名前は知っている	144	43.9
知らない	130	39.6
無回答	25	7.6

(8) 太子町人権啓発推進大会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	28	8.5
名前は知っている	94	28.7
知らない	178	54.3
無回答	28	8.5

(9) 太子町人権協会子どもの人権を守る部会・夏の親子映画会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	73	22.3
名前は知っている	113	34.5
知らない	112	34.1
無回答	30	9.1

(10) 太子町人権協会子どもの人権を守る部会・マジックショーなど

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	42	12.8
名前は知っている	85	25.9
知らない	169	51.5
無回答	32	9.8

(11) 南河内男女共同参画社会研究会講演会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	15	4.6
名前は知っている	59	18.0
知らない	218	66.5
無回答	36	11.0

(12) 広報太子 人権コーナー「気づく」

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	51	15.5
名前は知っている	123	37.5
知らない	131	39.9
無回答	23	7.0

(13) インターネット上におけるモニタリング（差別的な情報や書き込みに対する監視）

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	9	2.7
名前は知っている	39	11.9
知らない	256	78.0
無回答	24	7.3

(14) その他

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
よく知っている	3	0.9
名前は知っている	7	2.1
知らない	112	34.1
無回答	206	62.8

また、「太子町人権啓発推進大会」～「南河内男女共同参画社会研究会講演会」は、「参加経験」についてもお答えください。

(8) 太子町人権啓発推進大会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
参加経験あり	14	4.3
参加経験なし	175	53.4
無回答	139	42.4

(9) 太子町人権協会子どもの人権を守る部会・夏の親子映画会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
参加経験あり	61	18.6
参加経験なし	151	46.0
無回答	116	35.4

(10) 太子町人権協会子どもの人権を守る部会・マジックショーなど

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
参加経験あり	18	5.5
参加経験なし	182	55.5
無回答	128	39.0

(11) 南河内男女共同参画社会研究会講演会

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
参加経験あり	9	2.7
参加経験なし	190	57.9
無回答	129	39.3

問13 太子町は、次の人権課題について「人権が尊重されるまち」であると思いますか。あなたの考えに近い番号に○をそれぞれ1つずつつけてください。

(1) 男性と女性がともに、仕事や家事、地域での活動に参加し、その個性と能力を十分に発揮できるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	26	7.9
ややそう思う	68	20.7
どちらともいえない	146	44.5
あまりそう思わない	52	15.9
そう思わない	16	4.9
無回答	20	6.1

(2) 女性が安心して相談ができるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	25	7.6
ややそう思う	60	18.3
どちらともいえない	157	47.9
あまりそう思わない	43	13.1
そう思わない	23	7.0
無回答	20	6.1

(3) 配偶者・パートナーなどからの暴力(DV)に関する相談ができ、安心して暮らせるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	18	5.5
ややそう思う	58	17.7
どちらともいえない	165	50.3
あまりそう思わない	40	12.2
そう思わない	20	6.1
無回答	27	8.2

(4) 子どもが各々の個性を発揮し、夢や目標に向かって、いきいきと暮らせるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	30	9.1
ややそう思う	97	29.6
どちらともいえない	127	38.7
あまりそう思わない	32	9.8
そう思わない	14	4.3
無回答	28	8.5

(5) 子育て家庭が安心して子どもを産み育てられるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	42	12.8
ややそう思う	114	34.8
どちらともいえない	101	30.8
あまりそう思わない	29	8.8
そう思わない	16	4.9
無回答	26	7.9

(6) 高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	39	11.9
ややそう思う	124	37.8
どちらともいえない	93	28.4
あまりそう思わない	34	10.4
そう思わない	21	6.4
無回答	17	5.2

(7) 高齢者がさまざまな活動の場に恵まれ、社会参加を通じ、生きがいを持って暮らせるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	34	10.4
ややそう思う	88	26.8
どちらともいえない	134	40.9
あまりそう思わない	31	9.5
そう思わない	20	6.1
無回答	21	6.4

(8) 障がいのある人が就労の機会に恵まれ、自立した生活を営めるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	18	5.5
ややそう思う	53	16.2
どちらともいえない	173	52.7
あまりそう思わない	35	10.7
そう思わない	24	7.3
無回答	25	7.6

(9) 障がいのある人がさまざまな相談ができ、安心して生活を営めるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	18	5.5
ややそう思う	54	16.5
どちらともいえない	175	53.4
あまりそう思わない	30	9.1
そう思わない	23	7.0
無回答	28	8.5

(10) 外国人が地域社会の一員として、さまざまな相談ができ、また、情報提供を受けられるなど、充実した生活が営めるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	11	3.4
ややそう思う	35	10.7
どちらともいえない	180	54.9
あまりそう思わない	45	13.7
そう思わない	23	7.0
無回答	34	10.4

(11) 犯罪被害者やその家族が再び平穩に暮らせるようになるために、地域の人々の理解や協力が得られるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	11	3.4
ややそう思う	25	7.6
どちらともいえない	188	57.3
あまりそう思わない	44	13.4
そう思わない	25	7.6
無回答	35	10.7

(12) LGBTQなどの性的マイノリティの人が差別を受けることなく、自分らしく生きることができるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	11	3.4
ややそう思う	18	5.5
どちらともいえない	191	58.2
あまりそう思わない	52	15.9
そう思わない	24	7.3
無回答	32	9.8

(13) インターネットによる誹謗中傷などに関する相談ができ、安心して暮らせるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	11	3.4
ややそう思う	28	8.5
どちらともいえない	186	56.7
あまりそう思わない	42	12.8
そう思わない	27	8.2
無回答	34	10.4

(14) 人権問題に熱心に取り組んでいる人がいるまちである。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
そう思う	16	4.9
ややそう思う	38	11.6
どちらともいえない	164	50.0
あまりそう思わない	53	16.2
そう思わない	25	7.6
無回答	32	9.8

問14 あなたは、人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動を、最近5年間で身近で見聞きしたことがありますか。どちらかの番号に○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	328	100.0
ある	86	26.2
ない	226	68.9
無回答	16	4.9

問14-1 それはどのような人権問題に関するものでしたか。もっとも印象に残っているもの1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	86	100.0
女性	10	11.6
子ども	11	12.8
高齢者	6	7.0
障がいのある人	8	9.3
部落差別（同和問題）	2	2.3
外国人	-	-
ヘイトスピーチ	-	-
ハンセン病回復者	-	-
刑を終えて出所した人	-	-
犯罪被害者等	1	1.2
インターネット	2	2.3
性的マイノリティ	2	2.3
自殺	-	-
パワーハラスメント	22	25.6
引きこもり	3	3.5
職業（職種）差別	1	1.2
結婚に関わる差別	1	1.2
その他	2	2.3
無回答	15	17.4

問14-2 それはどのような内容でしたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	86	100.0
あらめ噂、悪口、かげ口	17	19.8
名誉棄損、侮辱、暴言	29	33.7
暴力、脅迫、強要	1	1.2
不平等、不利益な扱い	9	10.5
いじめ	3	3.5
虐待	4	4.7
嫌がらせ	5	5.8
仲間はずれ	2	2.3
無視	-	-
無関心	1	1.2
プライバシーの侵害	2	2.3
その他	-	-
無回答	13	15.1

問14-3 それはどこで見聞きしましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	86	100.0
学校	3	3.5
職場	24	27.9
地域社会	26	30.2
インターネット	6	7.0
家	8	9.3
その他	7	8.1
無回答	12	14.0

問14-4 あなたが見聞きした「人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動」は誰に対するものでしたか。いずれかの番号に○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	86	100.0
あなた	12	14.0
あなた以外	55	64.0
どちらも	9	10.5
無回答	10	11.6

問15 あなた自身に対する「人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動」に対してどのように対応しましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。また、「相談した」～「その他」に○をつけた方は具体的に記述してください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	21	100.0
抗議、反論した	9	42.9
相談した	5	23.8
訴えた	-	-
我慢した	7	33.3
その他	1	4.8
無回答	-	-

問15-1 その問題（事案）は最終的に解決しましたか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	21	100.0
解決した	5	23.8
解決しなかった	11	52.4
その他	2	9.5
無回答	3	14.3

問16 あなたが見聞きした、あなた以外の方への「人権を尊重する立場から見て問題と思われる言動」に対してどのように対応しましたか。あてはまるもの全てに○をつけてください。「相談した」に○をつけた方は「どこに、誰に」についても具体的に記述してください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	64	100.0
いけないことと指摘した	10	15.6
いけないことと分かっただけで済ませようとした	14	21.9
相談した	10	15.6
同調した	3	4.7
話をそらした	5	7.8
何もしなかった	24	37.5
無回答	2	3.1

問16-1 そのような問題（事案）についてどうしたらよいかと思いますか。あてはまる番号1つに○をつけてください。

カテゴリ	件数	割合
全 体	64	100.0
行政が啓発に努める	11	17.2
相談窓口を拡充する	17	26.6
当事者自らが解決策を講じる	6	9.4
学校教育・社会教育を充実する	15	23.4
特に何もしなくてよい	4	6.3
その他	3	4.7
無回答	8	12.5

問 17 あなたの日常生活で、困っていることや人権について悩んでいることはありますか。ご自由にお書きください。

●子ども

- ・ 子どもの保護者のなかで他人を盗撮したり個人情報流出する人が身近にいるが、それを多くの人を知っていても誰も指摘しない環境にあること。

●女性

- ・ 太子町は男尊女卑の傾向が強いように思われます。家事、育児、親の面倒、田畑の作業などして当たり前、しなければ怠慢とされる。私は夕食しか作らないですが、「しんどくて作りたくない」と言うとおどくしかられます。結局無理でもつくります。男の人は定年が有りますが女の家事は定年がありません。決して家事が嫌いな理由ではないのですが。
- ・ 女性の人権に関しては最近よく言われている方で、男性の人権に関する話は耳にしない。「男だからしんどい仕事して」など「男なんだから〇〇」とよく言われる。

●障がいのある人

- ・ 障がいのある者には道を歩くことにしても買物するにしても、毎日が大変ですね。

●高齢者

- ・ 高齢者には住みにくい環境。若くして、引っ越しし、子どもも育ち、以前より歩いて、買い物など減って、この先が不安。
- ・ 車がないと不便。コミュニティバスの本数が少なく使えない。高齢になって不安になる。

●外国人

- ・ 外国人が増えたと思います。そのせいかゴミ出しが守られなく、汚くなった。

●感染症

- ・ コロナにかかった時、町役場に電話したが、いいかげんな対応だった。

●情報・啓発・相談

- ・ どこに相談してどうやって解決できるのかわからない。自身で解決するしかないと思っている。自身で解決できない人は、相談できる場所を持っているのか。持っていない人が多いので、困る事が増えるのではないかな

と。人権だけではなく色々な事に対して思う。問題がおこって相談する所がわからない、難しい言葉や対応されても、わからない。知識ある人は、良いと思うが、ない人は、相談しても理解しないまま終わる。相談した本人も、された側も、理解しあえないまま終わるケースが多いと思う。

●地域社会

- ・ 私の子どもが学校でいじめられない様に少し田舎をと思い、太子町を選びましたが、子どもが大人になり、私が年を取った今、どこへ行くにも車でいきます。車の運転は苦ではありません。しかし都会の様な整った繁華街や綺麗な公園が近くにあればと思います。車の運転もあと10年位かと思っています。
- ・ 90年の人生の中で困難や人権侵害問題に直面したとき、それから逃避せず、自ら解決してきた。他人や行政が問題解決に寄与することは、期待できないし、自ら事に向って悠然と戦う気概を持つべきである。太子町民となって48年、特異な因習の土地になじまず今日に至る。
- ・ 太子町は“地の者”、“よそ者”という表現をする方が現在もいます。代々住み続ける方が多く、また古くからの“しきたり”のようなものを重視する風潮を感じます。私が東京出身ということもあると思いますが、違和感を覚えることは生活の中でまだあります。子どもたちはこの町で思いっきり遊び、つながりをつくり“太子町の子”としてなじんでいるのでそれはそれで良いのかなとは思いますが、しかし、よそ者を排除しようとする方がいるのは残念に思います。
- ・ 休日の夜10時を回っても外で騒いでいる子どもを見ると、親も同じように外でしゃべっている。人権で言えば夜静かに過すことを侵害されていると思う。それよりも近隣に配慮することを教えない親に対し、再教育する機会も考えて欲しい。

●生活環境

- ・ バスの来る本数が少ない。車の運転ができない人には住みにくい町です。
- ・ 路線バス、電車の減便。

●その他

- ・ 人間同士、同じことに取り組んでいても、意見が違いすぎ、理解し合えない場合が多すぎる。気の合う人や、理解し合える人とだけ、つき合う様にしている。毎日1回、般若心経を書くことで、心の落ちつき安心を得ている。
- ・ 太子町はこれといった商業施設もなく交通も不便な町なのに、他と比べて住民税が高い。物価高騰で困っているのは子どもがいる世帯だけではなく、太子町民、みんなが困っている事だと思います。子どもがいる世帯だけが優遇されすぎていると思う。きちんと住民税等を払っている町民の事も考えてほしい。
- ・ 年金暮らしで、細々と二人で生活しています。6月から、¥4,000 ぐらい年金が増えて、喜んでいますが、何でもかんでも値段が上がり、苦しい生活です。
- ・ 太子町の職員により生活に不利益を生じさせられているのに個人のせいだと上から目線でえらそうに窓口で言われる。心理的な虐待としてこれから弁護士に相談しに行く。家族の人権を無視されている。
- ・ 1人ひとりの個性や能力を尊重しない。誰にだって早い対応や遅い対応をする人がいる。その対応が遅い人に対して侮辱する言葉を言ったり物事に対する必要以上の強要、ある一部の人たちに周知して追い込む。
- ・ 老化に伴う認知力低下でそのような状態が生じているかも知れないが気がついたことがない。又近年直接的な対面対話対応の機会が減少して来ておりそのような悩みも一般的に減少しているのではないか。半面ネットやその他の知らない所で人権侵害事象が増加している可能性もあり対応が求められる。
- ・ とくに悩んでいないが、国民全員がマイノリティの人々に賛同しているわけではなく、否定的な考えを持っている人も多いのに、その事を声に出すと、問題となる事はおかしいと思う。「マイノリティを否定する」といった意見を言うことが出来ない事がおかしい。

- ・ 私は9年前に会社に就職差別を受けました。このことはハローワークも把握しております。今でもFAX番号に抗議文を送付しつづけております（経営者あてに）。未だに謝罪の電話一本もありません。経営者が悪質であります。このような企業を絶対に許せません。この会社に応募しないよう、訴え続けております。

問18 人権に関する事で、何か思うことやしてほしいことはありますか。ご自由にお書きください。

●子ども

- ・ 学校等、子どものいじめについて、加害者を病人ととらえて隔離や措置を施したらいいと思います。被害者が学校を休んだり、行けなくなるのはおかしいと思います。
- ・ 子どもの時の学校教育を大切にしてほしい。
- ・ テレビ等で見る限り、特に子どもの虐待について国、各自治体でもっと保護出来る体制が出きないか？

●女性

- ・ 老いた女性をいたわって欲しい時があります。レディファーストの国では老いた女性は最強との事。20～30年程前ですが旅行のバス車中で（大勢の人の中）なじみの客らしき男性が、外国人女性、ホステスらしき人にくつ下をはかせて、女性の方は泣いていらっしやいました。何も言えなかった自分が、心がいたく思いました。最低の男と思います。
- ・ 女性の人権については行政は強い態度で対応していただきたいです。

●高齢者

- ・ 定年退職後も心身共に健康である喜びを生かし社会のために再度仕事をしたいと応募するが年齢制限で避けられた事がありショックが大きい。社会は増えつつある高齢者を年齢だけで差別しないで欲しい。そんな町（社会）にして欲しい。
- ・ 高齢者の古い価値観には人権を尊重していないものもあると思うので、そこをどう改善出来るのか。

●外国人

- ・ 外国人に日本に対する教育をしてほしい。
- ・ 外国人の家族を持つ人達の交流会をして欲しい。

●ハラスメント

- ・ 職業柄、カスタマーハラスメントを受けることがあるので厳しい法整備を実施してほしい。
- ・ 年配者が経験から話をしてもハラスメントと取られることもあり、難しいと感じる。
- ・ 権利ばかりを主張する輩が増えたと思います。行政窓口でのカスハラもその一つ。そうならない為の教育が必要。

●性的マイノリティ

- ・ 去年ミニシアターで94歳のゲイを観賞いたしました。本作品の上映会を開いていただけるとありがたいです。私は60歳を過ぎても恋愛対象は年上女性のみで、グランマ雑誌を愛読する性的少数者であります。このことを職場等々世間に訴えております。性的少数者が集う交流施設によく行っております。

●情報・啓発・相談

- ・ 私のように町が人権についてどのような事をしているかを知らない者には難しい事です。
- ・ 太子町として、もっと相談が気軽にいつでも出来る場所を、町民に告知するべきでは。電話や、インターネット等の手段もあればいいと思う。
- ・ がまんしなくてもいい、悩みを相談してもいいとわかりやすい窓口がもっと広まるといいと思います。
- ・ どんな人権問題も、限度を超えることのない社会になってほしい。人への心づかい、思いやりの持てる人たちが多くなるように願います。体験談など新聞で読むことが多いので、いろんな人権に対して、実際にあった問

題を紹介して伝えたいと思う。

- ・ 人権を主張するのではなく、道徳、倫理の啓発をすべき。
- ・ このアンケートではじめて太子町の取組みにいろいろあることが知れたが、息子が太子町に住んでいて私は他市なので、知らないことが多い。
- ・ 自分に直接関係がないと傍観してしまい、何も意識せずに生活しています。アンケートを記入してあまりにも無知なことを思い知らされました。啓発は大事だと切に思いました。
- ・ 人権についての認知度を高めるには月か隔月でセミナーなど開催すればよいのではと思います。お金かけずに町職員主催の勉強会的に。

●学校教育

- ・ 人権について改まって取り組む機会が少なくなっていると思います。人権と聞くと堅苦しい感じになるので子どもからでも考える機会が持てるようなわかりやすい言葉が広まればいいのかなと思います。

●地域社会

- ・ 80歳をすぎた老人です。人権に関することでやってほしい事はありません。これからも住み良い太子町であってほしいと思います。

●生活環境

- ・ 道路で高齢者がたおれていたことがあった。戦後、旧太子道路を広げたように竹内街道を広げてほしい。とにかく街道でもあるし、高齢者に気くばりした道であってほしい。まず空き家から。

●その他

- ・ 人権尊重は、非常に大切な事であるが、その一方で各人が果たすべき義務であったり、思いやりといったものが少し軽んじられているような気がして、残念に思う。
- ・ 人権は人を尊重し、自らも正しく生きることを信条とすれば他から侵されることなく、自分を堅実に守り他人に寛容の気持を貫けば人権問題は起り得ないと思います。
- ・ 人権は自権と地権それに社会権の中で考える事なり。それぞれにベクトルがからむかいつも注視しております。
- ・ 人が人らしく生活できる社会であって欲しいと思います。
- ・ みんな、それぞれ、自分が正しいと思い、他の人の意見や気持ちを解ろうとしない(できない)人が多すぎる。だから、自治体(町)ができることは、無いと思う。
- ・ 日本国憲法 13 条。すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。日本国憲法第 25 条。すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。②国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。
- ・ 社会的な老化の進行に伴ない、多くの人にとって知らないうちに人権侵害が発生している可能性の増加も考えられるので法的制度、組織、体制の整備が計られるべきである。
- ・ 何でもかんでも人権という枠にはめてしまうと逆にそればかり気にして何もできなくなったり、生き辛く感じる人もいるのではないかと思います。全てを認め合う事はすごく難しいし、認められない部分もあって大丈夫なんだという社会もあってはいいのではないかなと思います。差別はもちろんしてはいけない事ですが区別もきちんとできればもっと平等な世の中になっていくのではないかなと思います。
- ・ 権利を踏み倒す人がいるのをやめてほしい。
- ・ マイノリティばかりが優遇される事のない様に注意して欲しい。マイノリティの声が大きいだけで数として少ないのであれば、数にあわせるべき。

4 太子町人権尊重のまちづくり審議会の経過

No	開催年月	議題
1	令和7年3月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について(諮問) ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて ○人権に関する住民意識調査について
2	令和7年6月16日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(骨子案)について ○人権に関する住民意識調査について
3	令和7年10月1日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○太子町人権に関する住民意識調査の報告について ○団体ヒアリングから見てきた課題について ○第2次太子町人権行政推進プランの改定について
4	令和7年11月5日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(素案)について
5	令和7年12月4日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(案)について
6	令和8年2月19日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について(令和7年度見込み) ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて ・パブリックコメント(意見募集)の実施結果について ・第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(案) ・第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(案)について(答申) ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について(令和8年度の重点的な取り組み)

5 太子町人権施策推進本部の経過

No	開催年月	議題
1	令和7年3月17日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて ○人権に関する住民意識調査について
2	令和7年6月11日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(骨子案)について ○人権に関する住民意識調査について
3	令和7年9月25日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○太子町人権に関する住民意識調査の報告について ○団体ヒアリングから見えてきた課題について ○第2次太子町人権行政推進プランの改定について
4	令和7年10月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(素案)について
5	令和7年11月27日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(案)について
6	令和8年2月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について(令和7年度見込み) ○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの見直しについて ○第2次太子町人権行政推進プランの取組について(令和8年度の重点的な取り組み)

6 太子町人権施策推進本部幹事会の経過

No	開催年月	議題
1	令和7年1月27日(月)	○第2次太子町人権行政推進プランの取り組み状況について
2	令和7年4月23日(水)	○第2次太子町人権行政推進プランの取り組み状況について
3	令和7年10月6日(月)	○第2次太子町人権行政推進プラン改定に係る修正等について
4	令和7年11月7日(金)	○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定に係る修正等について
5	令和7年12月24日(水)	○第2次太子町人権行政推進プランの取り組み状況について
6	令和8年2月12日(木)	○第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版(案)の確認について

太 住 人 第 91 号
令和7年3月18日

太子町人権尊重のまちづくり審議会
会長 土屋 尚子 様

太子町長 田中 祐二

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について（諮問）

本町では、令和3年に策定しました第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランに基づき、子どもの人権をはじめとする様々な人権課題へ取り組んできましたが、人権行政推進プランが令和7年度をもって終了するとともに、現在の社会情勢及び住民の意識に対応するため、内容を見直す必要があります。

つきましては、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第2条の規定により、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について、貴審議会でご審議をいただきたく、諮問いたします。

令和8年2月19日

太子町長 田中祐二様

太子町人権尊重のまちづくり審議会
会長 土屋尚子

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版（案）について（答申）

令和7年3月18日付け、太住人第91号で諮問のありました、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プランの改定について、太子町人権尊重のまちづくり審議会規則第2条の規定に基づき、慎重に審議を行った結果、別添のとおり答申します。

なお、第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版の実施にあたっては、本審議会での意見や審議経過、これまで行ってきた施策や取組の成果や結果を十分に反映し、住民と協働のもと、「すべての住民がお互いの人権を尊重し合い、多様な人々が共生する和のまち“たいし”」の実現をめざしていただきますようお願いいたします。また、計画の実効性を高めることを目的として各施策や取組に設定した評価指標と成果指標について進捗管理を行い、着実に進められるようお願いいたします。

9 太子町人権尊重のまちづくり審議会委員名簿

(令和6年10月31日～)

規則第3条第2項第1号(町議会議員)		
	松井 謙昌	町議会議員
規則第3条第2項第2号(学識経験者)		
会長	土屋 尚子	大阪芸術大学准教授
規則第3条第2項第3号(人権・福祉・教育関係者)		
副会長	内田 久美子	人権擁護委員
	関戸 充代	町人権協会
	羽田 妙子	民生委員児童委員協議会
	伊庭 純夫	保護司及び更生保護女性会
	上藪 久美子	教育委員
	松本 貴美子	元中学校教諭
	宮前 綾子	一般財団法人 大阪府人権協会
	谷口 由佳子	NPO 法人 sunny side standard

(敬称略、順不同)

10 太子町人権尊重のまちづくり条例

平成13年太子町条例第16号

(目的)

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりを進めるにあたって、町と町民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(町の責務)

第2条 町は、前条の目的を達成するため、必要な施策を推進するとともに、町民の自主性を尊重し人権意識の普及および高揚に努めるものとする。

(町民の役割)

第3条 町民は、互いに基本的人権を尊重し、人権意識普及および高揚をめざす人権に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(体制の充実)

第4条 町は、人権を尊重した明るく住み良い社会を築く施策を推進するため、国、大阪府をはじめ関係機関等との連携を図り推進体制の充実に努めるものとする。

(審議会)

第5条 この条例の目的を達成するため、太子町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置くことができる。

2 審議会の組織、運営その他審議会について必要な事項は、町長が別に定める。

(委任)

第6条 この条例の施行について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成14年1月1日から施行する。

11 太子町人権尊重のまちづくり審議会規則

平成15年太子町規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、太子町人権尊重のまちづくり条例（平成13年条例第16号）第5条第2項の規定に基づき、太子町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じ、本町の人権尊重のまちづくりに関する事項を審議し、答申するものとする。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 町議会議員
- (2) 学識経験者
- (3) 人権・福祉・教育関係者
- (4) その他、町長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任は妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によってこれらを定める。

2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことが出来ない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、住民人権課において行う。

(補則)

第8条 この規則の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は会長が会議に諮って定める。

附 則

- 1 この規則は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行後及び委員の任期満了後最初に行われる審議会の会議は、第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、町長が召集する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

12 太子町人権施策推進本部設置要綱

平成21年太子町要綱第9号

(目的)

第1条 本町における人権に関する施策の総合的な推進を図るため、太子町人権施策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 人権尊重に関する施策の意見交換、連絡調整に関すること。
- (2) 人権問題の庁内啓発、研修に関すること。
- (3) その他目的を達成するために必要なこと。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。ただし、本部長は、必要であると認めるときは、本部員を追加することができる。

(職務)

第4条 推進本部は、本部長が招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部の円滑な運営に資するため、幹事会を置く。

- 2 幹事は別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事は本部員を補佐する。
- 4 幹事会は、人権担当課長が招集し、これを主宰する。

(事務局)

第6条 推進本部の事務局は、人権担当課において行う。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則
(施行期日)
この要綱は、平成 21 年 3 月 17 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 22 年 10 月 1 日から施行し、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則
この要綱は、平成 24 年 5 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則
この要綱は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

別表 1

本部

区分	役職
本部長	町長
副本部長	副町長
副本部長	教育長
本部員	部長の職にあるもの
	教育次長

別表 2

幹事会

幹事	役職
	課長の職にあるもの

13 各種相談窓口のご案内

太子町役場内の相談窓口

太子町役場（代表）		0721-98-0300
人権啓発、男女共同参画に関する事	住民人権課	98-5515
人権相談、配偶者暴力に関する事	住民人権課	98-5515
困難な問題を抱える女性への支援に関する事	住民人権課	98-5515
雇用に関する事	観光産業課	98-5521
家事、育児、ひとり親家庭の支援に関する事	子育て支援課	98-5596
介護、高齢者の自立生活の支援に関する事	福祉介護課	98-5519
障がいのある人への支援に関する事	福祉介護課	98-5519
妊娠・出産・育児に関する事	いきいき健康課	98-5520
健康づくりに関する事	いきいき健康課	98-5520
学校教育に関する事	教育総務課	98-5533
生涯学習の支援に関する事	生涯学習課	98-5534

人権に関する各種相談窓口

みんなの人権110番	電話番号：0570-003-110 （最寄りの法務局につながります） 相談日時：平日8時30分から17時15分
こどもの人権110番	電話番号：0120-007-110 （全国共通・通話料無料） 相談日時：平日8時30分から17時15分
外国語人権相談ダイヤル	電話番号：0570-090-911 （全国共通） 相談日時：平日9時から17時 対応言語：英語、中国語、韓国語、フィリピン語、ポルトガル語、ベトナム語、ネパール語、スペイン語、インドネシア語、タイ語

第2次太子町人権行政基本方針及び推進プラン改定版

令和8年3月改定

発行 太子町

〒583-8580 大阪府南河内郡太子町大字山田 88 番地